

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画

第1章 保存活用計画作成の沿革・目的

（1）計画作成の沿革

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は昭和32年（1957）7月1日に「山城国分寺跡」として、国史跡に指定された。その後、京都府教育委員会、加茂町教育委員会（現木津川市教育委員会）による発掘調査が昭和48年度（1973）以降継続的に実施されてきたが、高まる開発圧への対応や史跡に対する住民への理解促進のため、史跡の管理団体である加茂町では昭和59年度から保存管理計画の策定に着手、昭和63年（1987）3月に『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』として刊行した。この時点で徐々に恭仁宮跡の実態についても解明が進められ、平成4年度から平成8年度にかけて京都府教育委員会が実施した第4次5ヶ年計画による発掘調査の結果、宮域の四至を確定するとともに、聖武天皇の宮、「恭仁宮跡」であることが確実となった。四至確定後も調査は進められたが、最も重要な史跡山城国分寺跡の範囲外から恭仁宮跡の範囲までをどの様に保存していくか、京都府と加茂町は協議を進めていたが、具体的な方針は決定されなかった。この様な状況の中、瓶原地域住民の高齢化や社会情勢の変化などにより、各種開発計画の調整が従来の保存管理計画では対応が困難となってきたことを受けて、加茂町は、平成18年（2006）3月に、同計画を見直すとともに、保存を図る計画範囲を恭仁宮域まで拡大し、『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』（以下、「恭仁宮跡保存管理計画」という。）として刊行している。当計画では、保存管理の範囲と地域区分として、第一種保存地区、第二種保存地区、第三種保存地区を定め、現状変更・公有化等の取り扱いの基本方針としている。

恭仁宮跡の保存管理に対する新たな方針が示されたことで、平成19年（2007）2月6日に、史跡の追加指定・名称変更が行われ、史跡「恭仁宮跡（山城国分寺跡）」となった。

その後、加茂町は平成19年（2007）に木津町・山城町と合併し、木津川市となった。合併後も旧加茂町時代に策定した恭仁宮跡保存管理計画に則り、追加指定・公有化、維持管理を管理団体である木津川市が実施している。

（2）計画作成に係る経過・目的

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画は恭仁宮跡を取り巻く環境の変化や、『京都府文化財保存活用大綱』、『木津川市文化財保存活用地域計画』の内容、「恭仁宮活用整備検討協議会」の検討結果に基づき、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）を適切に保存するとともに、活用が一層推進されることを目的に作成する。

平成18年3月策定の「恭仁宮跡保存管理計画」では、策定の目的を「史跡はもとより農業をはじめ、あらゆる地域資源を活用しながら地域の人々と共に活力ある地域づくりをおこなうこと」としている。そのための基本方針として下記の1～6を定めている。

1. 恭仁宮跡の史跡追加指定。

2. 恒仁宮跡（山城国分寺跡）及び周辺の良好な環境を一体的に保全する。
3. 農業との共存を図り、地域の良好な農村景観を育む。
4. 広大な面積の史跡の継続可能な保存管理を目指す。
5. 地域住民の生活基盤を確保すると共に住民の意見が反映される保存管理手法とする。
6. 史跡整備・活用と連携した調査・研究体制を整える。

1については、平成19年の追加指定・名称変更以降8回に及ぶ追加指定を実施し、指定地の拡大を図ってきている。しかしながら、諸条件の整った場所が少なくなってきたこともあり、追加指定数は鈍化傾向にある。

第1表 史跡追加指定各回筆数

第1回 追加指定	第2回 追加指定	第3回 追加指定	第4回 追加指定	第5回 追加指定	第6回 追加指定	第7回 追加指定	第8回 追加指定
188	57	68	21	22	7	8	1

2・3については、保存管理計画地内において、比較的良好に環境が保全されているというものの、耕作放棄地とみられる遊休農地がみられるほか、計画地外ではあるが農地に土盛し、ソーラーパネルを設置するなどの景観変化がみられる場所も存在するなど、史跡周辺での環境変化が認められる。

4については、木津川市が瓶原まちづくり協議会や元地権者等に委託し、年2回の除草作業を単費で実施している。一方で、公有地の拡大による作業量の増加、まちづくり協議会構成員の高齢化などの課題も出てきており、永続的な管理が現在の体制で継続できるか疑問がある。

5については直接、または保存管理の実務にあたる瓶原まちづくり協議会を通じ、木津川市文化財保護課に各種の連絡・要望、現状変更等があがっており、恒仁宮跡保存管理計画に従って対応を行っている。

6については、京都府教育庁指導部文化財保護課が主体となって調査を実施してきたものの、史跡整備・活用と連携した体制整備はかなっていない。

また、恒仁宮跡保存管理計画では、整備・活用方針として、地域住民の参画する整備検討委員会の設置、史跡公園整備、拠点施設整備などを挙げているが実現していない。

平成30年、文化財保護法が改正され、都道府県は『文化財保存活用大綱』を、市町村は『文化財保存活用地域計画』をそれぞれ作成することができるものとされた。また、「保存管理計画」に代わって新たに「保存活用計画」が法に位置づけられ、文化財の保存と活用の一層の推進が求められるようになった。

法改正を受け、京都府教育委員会は令和元年に『京都府文化財保存活用大綱』を作成し、府が主体となって行う調査等に関する取組として、恒仁宮跡について、「木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存活用を推進していく」と明記している。また、文化芸術部局・観光部局との連携を推進することも盛り込んでいる。

令和4年度には京都府が恭仁宮跡の特別史跡昇格への取組、活用の可能性を検討するための事業を立ち上げ「恭仁宮跡活用整備検討協議会」^(註)を組織し、京都府、京都府教育委員会、相楽東部未来づくりセンター、(一社)京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)、木津川市・木津川市教育委員会が参画し、恭仁宮跡の活用整備の方向性について検討を行っている。

(註：京都府主導による広域的で多様な視点から、保存範囲外も含めて、恭仁宮跡の活用整備の可能性・方向性を検討する組織)

また、木津川市は令和5年(2023)7月に『木津川市文化財保存活用地域計画』の文化庁認定を受けた。この中で、「恭仁宮跡については京都府と協働し調査・整備・活用を推進します。」の方針と、「京都府事業に併せ「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する。」との措置案が記載されている。

上記のような、恭仁宮跡を取り巻く環境の変化や、『京都府文化財保存活用大綱』、『木津川市文化財保存活用地域計画』の内容、「恭仁宮跡活用整備検討協議会」の検討結果に基づいて京都府・木津川市で協議を行ってきた結果、従来の恭仁宮跡保存管理計画を発展的に改定し、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」として本計画を京都府と木津川市共同により作成することとしたものである。

(3) 保存活用計画策定委員会の設置と経緯

令和4年度からの京都府における特別史跡への昇格に向けて、50年にわたる発掘調査成果により明らかとなった遺跡の学術的価値を整理するため報告書作成や、「恭仁宮跡活用整備検討協議会」を設置して活用整備構想の検討を踏まえ、史跡の管理団体である木津川市では、府の取組み動向を反映した保存活用計画を策定するため、恭仁宮跡の適正な保存と活用にかかる指針とする目的に「木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例」を以下の経過により制定した。

- ①令和5年第5回政策会議：令和5年7月24日決定
- ②令和5年第8回教育委員会定例会：令和5年8月24日可決
- ③令和5年第3回木津川市議会定例会：令和5年9月26日可決、令和5年9月29日公布（同日施行）

・木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会条例

令和5年9月29日条例第25号

(設置)

第1条 史跡恭仁宮跡の適切な保存と活用を図ることを目的に、史跡恭仁宮跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) その他前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 文化財学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 公募により選ばれた市民
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画の策定に関する事項についての協議が終了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、教育長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画を策定した日に、その効力を失う。

第2表 史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属	委嘱期間	備考
委員長	上原 真人	京都大学名誉教授	令和5年12月20日から 策定に関する事項についての協議が終了するまで	考古学
副委員長	増渕 徹	京都橘大学名誉教授		史跡整備
	増井 正哉	奈良女子大学・京都大学名誉教授 大阪くらしの今昔館館長		建造物（建築史）、修景
	上杉 和央	京都府立大学准教授		歴史地理学
	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構奈良 文化財研究所文化遺産部長		遺構整備・庭園学
	村井 由美子	N P O 法人ふるさと案内・かも会員		
	松本 雅史	瓶原まちづくり協議会会長		
	古城 隆弘	瓶原地域農地・水・環境保全管理 協定運営委員会会長		
	炭本 貴司	恭仁小学校P T A会員		
	森井 雅治	公募委員		

木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会（以下、策定委員会）の条例施行後、条例第3条第2項に規定する1号委員（文化財学識経験者）を5名、2号委員（地元関係者）を4名、3号委員（公募委員）を1名、計10名により委員会を組織した。1号委員については、史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定時の委員から上原委員（考古学）、増渕委員（史跡整備）、増井委員（建築史・修景）の3名に委嘱するとともに、新たに上杉委員（歴史地理学）、内田委員（遺構整備・庭園学）に委嘱した。2号委員については、史跡活用の立場の「N P O 法人ふるさと案内・かも」、

史跡維持管理の立場の「瓶原まちづくり協議会」、農地や農業用施設管理の立場の「瓶原地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会」、恭仁小学校児童保護者の立場の「恭仁小学校P T A」それぞれの団体から推薦された者に委嘱した。3号委員については、10月2日から16日の期間により公募した。応募者は3名あり、第1次審査として小論文審査を、第2次審査として面接を実施の上で選ばれた者に委嘱した。

事務局は、京都府教育庁指導部文化財保護課及び木津川市教育委員会文化財保護課が務めた。また、文化庁文化財第二課及び府立山城郷土資料館をオブザーバーとしている。

(3－1) 策定委員会の開催経過

①令和5年度第1回

開催日時 令和5年12月20日（水）午後1時30分から

開催場所 木津川市立恭仁小学校2階図書室

②令和5年度第2回

開催日時 令和6年3月27日（水）午後1時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

③令和6年度第1回

開催日時 令和6年5月27日（月）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

④令和6年度第2回

開催日時 令和6年8月28日（水）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

⑤令和6年度第3回

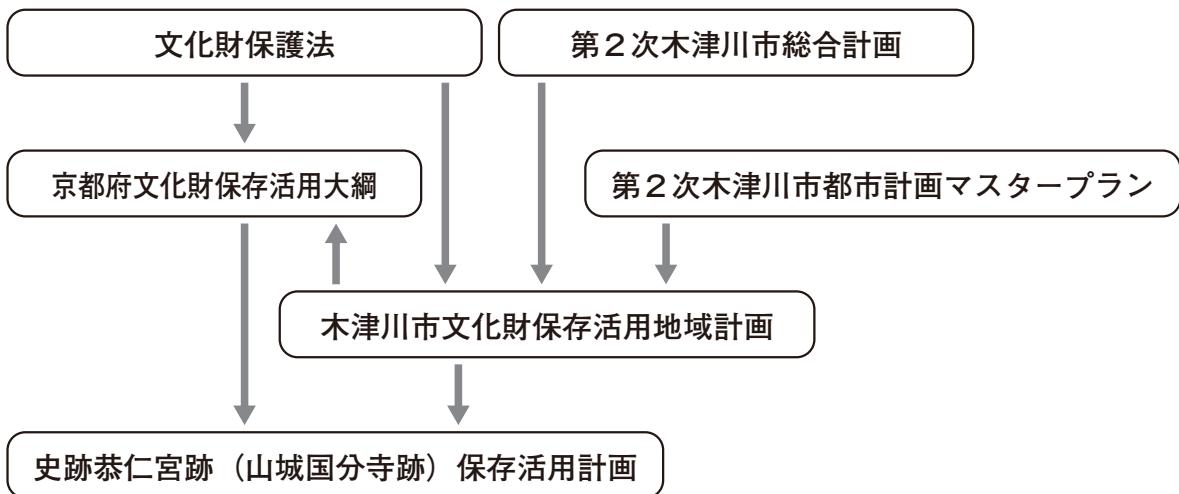
開催日時 令和6年11月5日（火）午前9時30分から

開催場所 木津川市役所本庁舎5階全員協議会室

(4) 他の計画との関係

本計画は、府における上位計画として『京都府総合計画（山城地域振興計画）』、『京都府文化財保存活用大綱』をもつ。また、木津川市においては、『第2次木津川市総合計画』、『第2次木津川市都市計画マスタープラン』が上位計画となる。

本計画は『京都府文化財保存活用大綱（以下『府大綱』）』（令和2年 京都府）、『木津川市文化財保存活用地域計画』（以下『市地域計画』）に基づき策定するものである。『府大綱』『市地域計画』の位置づけは下図のとおりである。



第1図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存活用計画の位置付け

前にふれたとおり『府大綱』で恭仁宮跡は、「木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存活用を推進していく」とされており、また、『第2次木津川市総合計画』・『第2次木津川市都市計画マスタープラン』では観光・レクレーション拠点として位置づけられている。

『市地域計画』において恭仁宮跡は、「第3章 木津川市の歴史文化の特徴」の中に「4. もうひとつの古都～聖武天皇の夢、恭仁京とその時代～」を構成する関連文化財群の中核的な文化財として位置づけられている。

一方で、課題として

広大な史跡ではあるが、未整備であり、史跡恭仁宮跡を理解できる状態はない。特に遺構理解に資する説明板、遺構表示が必要。ただし、京都府との調整が必要。

また、発掘調査が全体に行われている訳ではないため、遺跡として未解明な部分も多い。遺跡の範囲内には住居・工場などが所在しており、これらに關しても調整を行っていく必要がある。

これまで、府文化財保護課による現地案内等がなされてきたが、文化財ガイドによる詳細な説明も望まれる。

とされ、これに対する措置（案）として、

本テーマの中核をなす文化財。昭和48年来調査を実施してきた京都府との調整が必要であるが、大規模遺跡の整備・管理は基本的に国もしくは都道府県が実施している事例が多い。また、調査主体である府の調査・研究成果をもとに史跡整備を実施していく必要があるため、本市単独での整備は困難である。そのため、府・市の協力体制を構築し、整備を進めていく必要がある。なお、令和4年度から京都府が特別史跡昇格、活用整備に関する調査を事業化したため、本市においても、京都府事業に併せ「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する。

当面、文化財保護課が管理し、木津川アート、加茂まつりなどのユニークペニュー会場として利活用を図る。本格整備が決定するまでの間、花栽培などを利用した活用方法を検討する。

また、恭仁宮の案内など活用事業を行う。
としている。なお、令和4年度から京都府が特別史跡昇格、活用整備に関する調査を事業化したため、上記のように『市地域計画』においてもこれを反映し、「保存活用計画」の作成、史跡の追加指定、指定地の公有化を推進する方針が示され、本計画策定にも結びついている。

(5) 計画の対象範囲

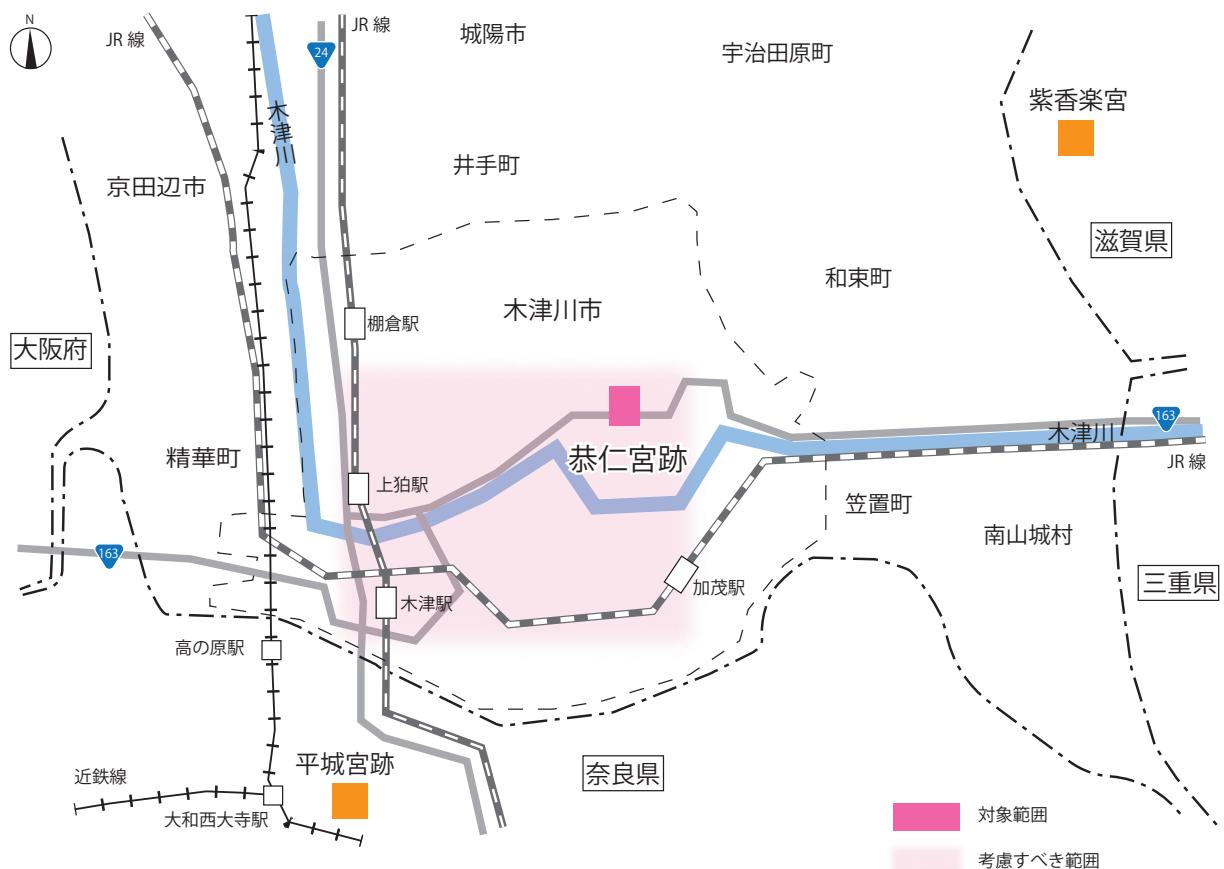
本計画は恭仁宮跡保存管理計画を発展的に改定することを目的としている。そのため、計画の対象範囲は、恭仁宮跡保存管理計画で定めた「恭仁宮跡保存範囲」を踏襲し、未指定地を含めた恭仁宮跡の計画範囲とする。

ただし、宮周辺や加茂町域の木津川右岸に、宮内に入りきらなかった附属施設が存在する可能性は高いと考えられる。また、恭仁京域は、鹿背山地域を挟んで木津川市内に拡がっている可能性も多いことから、本計画では、左京域は加茂町里や法花寺野、高田周辺にかけて、右京域は山城町北河原から上狹、さらに木津川を挟んで木津、市坂周辺までと推定した京域についても念頭に置く必要がある。

なお、恭仁宮を中心に整備されていったであろう京域については、右京域と推定できる岡田国遺跡（木津地域）、上狹北遺跡（山城地域）などで条坊側溝の可能性がある遺構が確認されているもののその実態については不明な点が多い。『続日本紀』の記述から、恭仁宮には附属する施設として、朱雀大路や東西大路、石原宮や城北苑などの離宮・苑地、恭仁京東北道などが存在していると考えられるが、これらの実態についても不明である。さらに、山城国分寺に対する山城国分尼寺の存在も忘れてはならない。木津川左岸の法花寺野に所在する法花寺野遺跡が推定地とされているが、実態は不明である。

このような現状をふまえ、『市地域計画』での「恭仁京跡」の措置（案）として、
市内の発掘調査成果を検討しつつ実態解明を進める。京内通路、市や貴族邸宅跡などが京域内に存在する可能性があるため、重要遺構が検出された場合は指定等の措置についても検討する。

としている方針に基づき、恭仁宮跡関連文化財についても適切な保存と活用を図ることとし、推定京域についても考慮すべき範囲とする（第2図）。



第2図 本計画の対象範囲模式図

(6) 計画期間と期限

本保存活用計画の事業期間は、令和7年4月1日から、令和17年3月31日までの10年間とする。

(7) 計画の変更

当計画について、進捗状況や環境変化等により、見直しを図る事例が生じた場合、文化財保護法第129条の3に基づいて文化庁長官の許可要否を検討する。

第2章 史跡周辺（木津川市）の概要

（1）自然的環境

木津川市は、近畿地方のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心部から約30km圏内にあり、総面積は85.12km²である。

市東部に位置する加茂町域は、木津川で南北に分断され、これに沿って盆地がひろがり、周辺に山地が展開している。瓶原地域は木津川の北部分に位置し、北には三上山、西には急峻な西山が山城町神童子桜峠や上狹大谷と接し、東部は和束川が流れる和束谷地形で地域が画されている。市域は、基盤地質構造帯の領家帯に属しており、変成岩は、古生界の泥質岩、砂岩、チャートなどが高温・低圧型の変成作用を受けてできたものと考えられ、片麻岩類に伴って花崗岩類の貫入岩体が多いのもこの変成岩の特徴の一つである。瓶原地域では、口畠の北や三上山あたりにこの変成岩による基盤山地を形成し、平野部に向かって花崗岩や礫による丘陵や洪積段丘が広がる。また、恭仁大橋の北東にある孤立した流岡山も変成岩で形成され、木津川や和束川から木津川への流出口に接しても、浸食に耐えて残るほど固い岩盤である。

植生をみると、樹木地ではアベマキ・コナラ群集や、シイ・カシ等の二次林が最も多く、水田とともに市内の主要な緑を構成している。環境省の巨樹・巨木林データベースでは海住山寺のヤマモモをはじめ15件16本があげられているなど、人々の暮らしに近い環境に、豊かな自然環境が残されていることが特徴である。

（2）歴史的環境

木津川市は、中央を貫流して流れる木津川により、古来、淀川を通じて瀬戸内海に入り、東アジアの国々と繋がる大和の北の玄関口として一翼を担いながら、この地に遡って流入する人や物資、文化の痕跡や大和の影響を色濃く残す特異な文化を発展させてきた。

日本の国が統一されていく時期に重要な位置を占めていた有力者の首長墓である椿井大塚山古墳や渡来人との関係が指摘される古代寺院の高麗寺などは木津川を見おろす位置に造られている。

古代には、大和の北入口として木津川沿いに「泉津」が設けられ、都の外港として建築部材や物資の集積地となり、泉津から遡った瓶原地域には恭仁宮が造営され、日本の首都として国政の中心となり、国分寺・国分尼寺建立の詔などもこの地で出された。

都が平城京から平安京へ移り、この地は二都の間の地域として、水路と陸路の往還地となり、多様で豊かな農業生産が発展した。また、大和の背後に位置する南山城地域の各寺院は、興福寺など南都の末寺に入ることとなる。瓶原においても荒廃していた觀音寺を解脱坊貞慶が笠置寺から移り住むことにより海住山寺として復興させ、2代目覺真は大井手用水を築き、瓶原の農作業にとって不可欠な灌漑用水となり現在も地域により管理されている。

中世には自治的な村落ができ、米・麦などとともに、早くから茶が栽培されるようになり、京都と大和を結ぶ交通の要衝地として商業活動も活発となった。戦乱の世になると、市内の各地域の土豪たちを中心に起こった山城国一揆により「自治」の郷づくりをめざした。瓶原地域の土豪の名も

興福寺などの資料に見え始めてくる。その後、織田信長が足利将軍を奉じて入京時に発出された朱印状には「瓶原七人衆中」という宛名がある。この七人は誰を指すのか諸説あるが、「炭竈」、「津越」、「小田」、「和田」、「井上」、「新」、「石井」、「秋田」、「山田」などが瓶原の代表的な土豪であったと考えられる。

近世の瓶原は、徳川幕府になり、藤堂藩領へと代わるが、承応二年（1653）には伊勢日光両宮例幣使料が設置され、その後には禁裏御料にも編入される。その境界を明示するために例幣使料傍示石が20本設置され、現在も9本が原位置に残る。

農地も増え、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿、筍など多くの作物が栽培され、今日の近郊農業の基盤となった。特に茶は幕末から明治にかけて木津川水運を利用して海外へ輸出が増大し、その集積地として発展した。また、高級麻織物である奈良晒の技術を活かした相楽木綿は京都府域最大の産地として昭和初期まで続き、その技術は蚊帳地・襖地などの織物産業として発展していく。

（3）社会的環境

木津川市の人口推移は、平成22年（2010）3月末は69,789人であったが、令和6年（2024）1月末には79,777人となり、この14年間で約1万人の増加、世帯数では25,073世帯から33,261世帯へと増加している。恭仁宮跡がある瓶原地域をみると、平成22年3月末は1,686人であったが、令和6年1月末には1,215人となり、471人減少している。世帯数では620世帯から575世帯となり、45世帯の減少となるが、各区域ごとの数字をみると人口減少数と比較しても世帯数の減少はわずかであり、世帯全員の転出よりも世帯員の一部（例えば、若い世代だけ）の転出が多いことを示すものと考えられる。

恭仁小学校児童数の推移をみると、平成18年（2006）5月では63人であったが、令和5年（2023）5月には48人に減少している。しかし、平成29年に42人まで減少した児童数を48人まで戻しており、その要因の一つとして、平成30年（2018）から地元有志により開始された「恭仁っ子大作戦」の活動の成果が考えられる。令和2年には京都府より移住特別区域に指定され、瓶原地域への移住希望者を増加させるための地道な活動は実を結んでいる。

木津川市では、古くから米、麦などとともに茶やタケノコなどの農作物が生産され、それらの主産地として発展を続け、今日の都市近郊農業の基盤を形成してきた。特に木津川水運の地の利を生かして幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、茶の集散地、精製加工の場として発展してきた。

また、江戸時代の高級麻織物の技術を活かした相楽木綿は、京都府域最大の産地として昭和初期まで栄え、現在の襖地や壁紙の生産につながっている。

瓶原地域では、江戸時代から蜜柑栽培が盛んであったが、栽培地である丘陵斜面を利用して明治時代から現在に繋がる茶生産も盛んに行われ、現在に続く山並みの茶畠景観も形成された。織物産業については、襖地・蚊帳地生産から始まり、明治時代から操業を開始した地域産業が昭和時代になると木津・山城にかけて全国的な中心産地に成長し、昭和30年ごろには加茂町に4工場が存在していた。昭和30年代末頃からは安価で維持しやすい壁紙の需要が増加し、高度成長による和室から洋室への生活スタイルの変化に襖地を壁紙として活用するなど昭和50年代中頃には全国の生産量に

対し80%近いシェアを占めた。バブル期の好景気にも発展してきたが、今後の人口減少社会に向けて、織物ふすま紙の可能性を世界に伝えるため、市内織物関連企業で山城織物協同組合を令和2年に設立し、国内外に広報・販売するための事業活動を行っている。現在、瓶原地域において4工場が操業している。

市内における年間観光客数をみると、毎年100万人前後で推移している。都市部からのアクセスが良いことが影響し、観光明態は日帰り客が99%以上を占めている。また、観光目的では、「スポーツ・レクリエーション」が最も多く、令和3年（2021）では全体の56.0%を占めている。次いで、「文化・歴史」が全体の22.6%を占めている。

市内の鉄道をみると、木津駅を拠点として、JR奈良線が市域西部を南北に、片町線（学研都市線）が東西に走り、関西本線が市域東部を東西に貫いていて、大阪・奈良・京都などの都市部へと繋がっている。さらに近鉄京都線が市域西端部を南北に走っている。

道路網をみると、京奈和自動車道が市南西部を南北に走っており木津インターチェンジが本市の玄関口となっている。また、国道24号、国道163号などの幹線道路も走っており、路線バスは、奈良交通がJR木津駅や加茂駅、近鉄山田川駅や高の原駅を拠点として運行している。史跡恭仁宮跡周辺のバスは、現在、定時定路線の「奥畠線」とデマンド路線の「西線」の2線が運行している。奥畠線は、平日運行で加茂支所から奥畠までの間に停留所が17ヶ所、一日4便である。史跡恭仁宮跡保存範囲の停留所は奥畠線で「恭仁宮跡」、「恭仁宮跡北」の2ヶ所、西線で「恭仁宮跡西」の1ヶ所となる。乗降者数は第3表のとおりであり、平成29年度が最も多く、令和4年度にはその半数以下まで減少している。

第3表 木津川市コミュニティバス利用実績（抜粋）

年度 路線	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
西線	450	433	550	418	422	309	295	224	285
奥畠線	2,496	2,441	2,752	2,448	2,022	1,555	1,265	1,187	1,251

(4) 瓶原地域及び恭仁京関連の文化財一覧

	名称	種類	現状・概要
1	恭仁宮跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・宮殿）出土品（有形文化財・一部府暫定登録）	<p>天平12年（740）に聖武天皇が平城京から遷都した恭仁京の宮跡。天平16年（744）までの間、古代日本の首都として機能していた。恭仁宮で政治が行われた時代には「國分寺の詔」や「墾田永年私財法」が発布されるなど、歴史上の重要な舞台となった。</p> <p>京都府教育委員会等の発掘調査により、宮跡主要部の様相は明らかにされてきている。宮は大垣で囲われ、中枢に大極殿院・朝堂院・朝集院が配置され、北部に2つの内裏があることもわかっている。</p> <p>恭仁京廃都後は、山城國分寺に造り替えられている。</p> <p>昭和32年に山城國分寺跡が国指定史跡となり、平成19年には史跡恭仁宮跡（山城國分寺跡）に名称変更され、範囲拡大と追加指定がされている。遺跡の範囲には、公有地と民地があり、未公有地、未指定地も多く存在する。発掘調査は主に府が実施し、公有化・管理は本市が実施している。</p> <p>管理状況として、除草・花栽培や維持管理を瓶原まちづくり協議会に委託して実施している。一部に土入れの仮整備を行っているが、遺構表示等なし。</p> <p>国分寺七重塔跡付近や御靈神社跡地は地域のコミュニティの場となっており、木津川市かもまつりや、木津川アートなど様々なイベントが実施されている。</p> <p>現在説明板を3ヶ所、史跡看板を1ヶ所設置している。</p> <p>出土品は京都府が所有、山城郷土資料館、くにのみや学習館で展示している。</p>
2	山城国分寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院）出土品（有形文化財・一部府暫定登録）	<p>天平16年（744）恭仁京廃都後、山城國分寺に造り替えられている。発掘調査により、寺域は東西約275m、南北約330mの規模で周囲は築地塀で囲まれている。現状、七重塔跡礎石が露出している。昭和32年に国史跡に指定されている（85,996.4m²）。昭和55年度から開始した公有化事業は要公有化面積77,689.41m²のうち、63,571.23m²を買収し、公有化率81.8%となっている（平成17年度実績）。</p> <p>出土品は京都府所有、山城郷土資料館、くにのみや学習館で展示している。</p>
3	恭仁京左京跡 (恭仁宮関連遺跡・京城南橋・京城外西大橋)	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・集落、官衙）	<p>恭仁宮関連遺跡は、恭仁宮跡範囲と足利説の範囲の隙間に確認された遺跡で、宮外東方ににおいて建物跡や柵列跡、瓦・礫敷き遺構（興福寺式軒平瓦・法華寺式軒丸瓦）の他、南東方向への落込み状地形（蛇吉川の氾濫原）が確認されている。左京城における条坊遺構は未確認であり、さらなる検証が必要である。</p> <p>天平13年（741）優婆塞らを召して鹿背山の東河に架橋。</p> <p>天平14年（742）宮城以南の大路西の頭と甕原宮の東との間に大橋を造る。</p>
4	石原宮（石ヶ辻遺跡）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・推定地）	恭仁宮に附属する離宮、石ヶ辻遺跡がその候補地。昭和46年度分布調査で個人所有の軒瓦（興福寺式軒丸瓦・法華寺式軒平瓦）を確認している。
5	城北苑（恭仁宮関連遺跡）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・集落、官衙・推定地）	恭仁宮に附属する離宮、もしくは苑地と推定される。実態不明であるが、平成6年度調査で検出された石敷き溝SD9415が北面大垣北谷状地形への排水遺構と考えられる。実態不明。
6	植田遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・推定地）	甕原離宮推定地が法花寺野に比定されるが実態不明。植田遺跡では、奈良時代の平瓦が茶畠から出土している。
7	恭仁京東北道 (信楽街道)	遺跡（古道、推定地）	聖武天皇が紫香楽行幸のために拓いた古道、奥畑を経由し和束町石寺を経て紫香楽に至るとみられる。
8	久保遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地）	昭和46年の府分布調査で土壇を確認。現在も2ヶ所（正方形・長方形）の土壇が残る。実態不明。
9	法花寺野遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和2年の発掘調査によりロストル式平窯と思われる遺構が確認されている。個人所有の出土遺物は軒瓦（興福寺式軒丸瓦・法華寺式軒平瓦他）を確認している。三宅安兵衛石碑「甕原離宮國分尼寺」あり。実態不明。
10	甕原遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地）	甕原離宮推定地。昭和62年、平成6年に発掘調査を実施するが、甕原離宮に関する遺構は未確認。恭仁宮跡と同様の文字瓦が出土するが、実態不明。
11	柞ノ森古墳	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古墳）	相楽郡誌（大正9年）で記載あり。「周圍一町許東向にして老樹茂生し純然たる車塚制なり、維新の際、塚の前方を開きて畑とせしも後方は依然圓形を存す。其前は今民居なれども舊民圖帳には大墓と記せり」。1984年府分布調査で塚上に白長竜神を祀った祠を確認。高さ約7m、径約30m、墳丘南東部1/4強残存。実態不明。

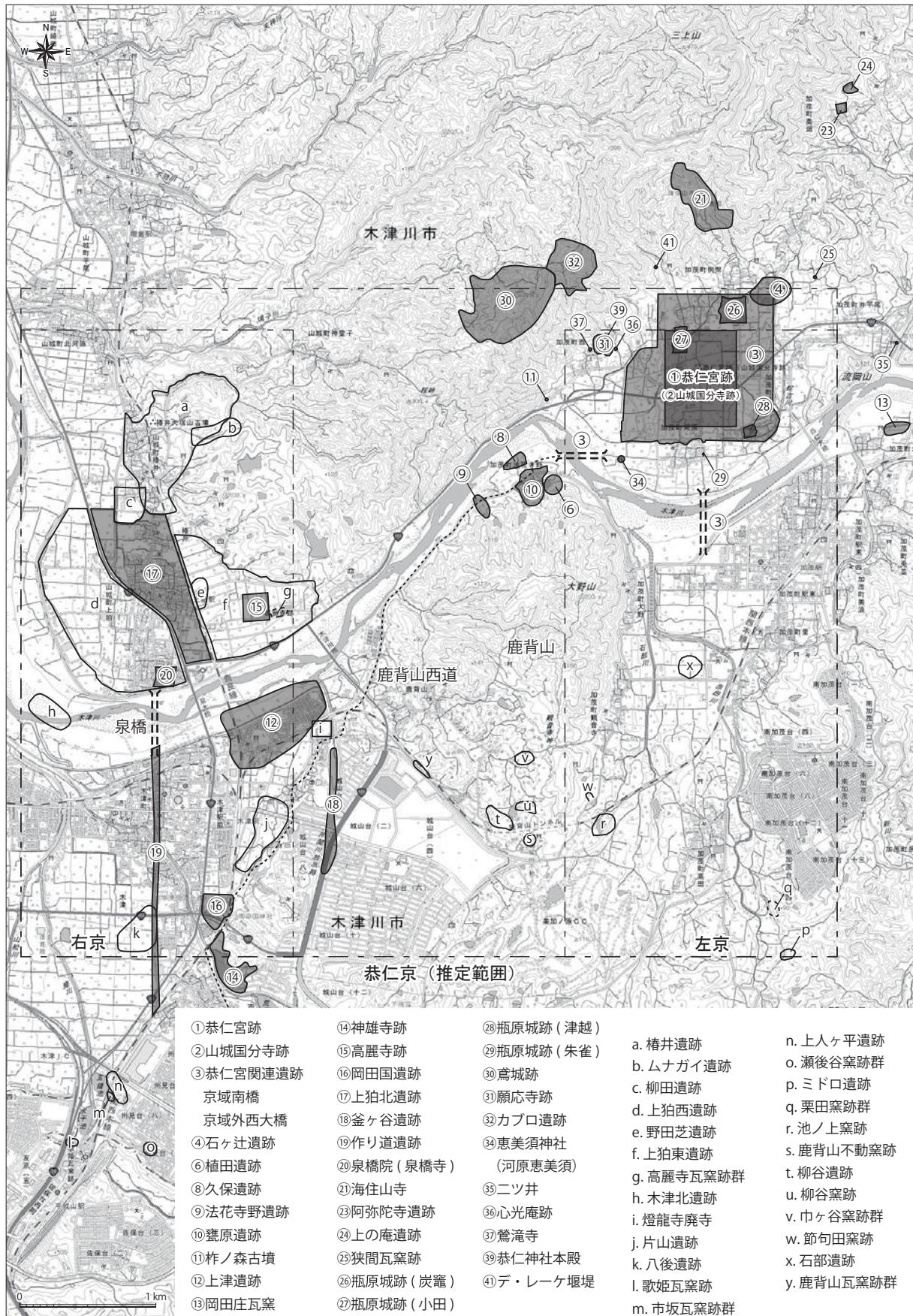
	名称	種類	現状・概要
12	上津遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・港津、官衙）	御靈神社周辺に広がる港湾を有する古代の官衙遺跡、1976年に1次調査が実施され2017年までに11次にわたる調査が実施されている。泉津の一角と推定されている。一角に石碑を建立。
13	岡田庄瓦窯	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和24、25年頃に木津高校教師と生徒により発掘調査を行ったロストル式の平窯。詳細は不明であるが、奈良時代の瓦窯。出土品は土地所有者蔵。
14	神雄寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院） 出土品（重文）	天神山から派生する尾根に挟まれた谷部に展開する大規模な法会を行うことを主な目的とした山林寺院。存続時期が極めて短く、「神雄寺」も史料上記録がないことから、謎の寺ともいわれている。 国指定史跡、本市管理、未整備。出土品は国指定重要文化財、本市所有。
15	高麗寺跡	遺跡（国指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院） 出土品（有形文化財・未指定）	恭仁京期の京内寺院の一つ。本市管理、令和3年度に第1期整備事業が完了。出土品についても本市所有。
16	岡田国遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地） 出土品（有形文化財・未指定）	国道163号木津東バイパスに際し発掘調査が実施された。恭仁京期の条坊側溝、建物等が検出されている。 出土品は京都府に帰属。
17	上狛北遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地） 出土品（有形文化財・未指定）	府道70号椿井バイパス新設工事に際し発掘調査が実施された。恭仁京期の南北道路側溝とみられる溝、大型建物などが検出されている。 出土品は本市所有。
18	釜ヶ谷遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・祭祀） 出土品（有形文化財・未指定）	学研都市開発に伴い発掘調査が実施されている。墨書き人面土器や斎申などが流路から多数出土している。恭仁京期にも祭祀場として機能していた。記録保存の上消滅。 出土品は本市所有。
19	作り道遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古道）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・古道）
20	泉橋院（泉橋寺）	遺跡（市指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・寺院）	行基が建設した泉橋に伴う寺院。布施屋などとセットをなし泉橋の管理を実施したとみられる。泉橋寺はその後繼寺院。聖武天皇と行基がここで対談したという伝承をもつ。
21	海住山寺五重塔	建造物（国宝）	鎌倉時代に中興第二世覚真（慈心上人）により建立された。仏舎利の安置を目的とし、心柱を初層天井上に立てる最古の事例。同時代に裳階を付す塔の造立として尊勝寺（京都）、春日神社（奈良）などが文献から知られるが現存する唯一の例。なお海住山寺は日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成文化財である。所有者により管理されている。原則公開
	海住山寺文殊堂	建造物（重文）	鎌倉時代初期の建造とみられる。元仁2年（1225）「追善願文写」記載の「経蔵」の可能性がある。所有者により管理されている。原則公開（内部非公開）
	木造十一面觀音立像	彫刻（重文）	古い像を基に平安時代（10世紀）に造立されたとみられる。現本尊である。所有者により管理されている。原則公開
	絹本著色法華経曼荼羅図	絵画（重文）	鎌倉時代の制作。「法華経」の内容を図示した繊細で工芸的にも優れた作品。京都国立博物館承認
	海住山寺文書	古文書（重文）	鎌倉・室町時代の文書二十四通。貞慶自筆の仏舎利安置状・修正神名帳・加判の五ヶ条起請文を含み、海住山寺の寺勢を知る上で、また、貞慶関係文書として価値が高い。京都国立博物館寄託
	木造十一面觀音立像	彫刻（重文）	像高45.5cmの小像。平安時代初期の作品、名作といわれる。奥の院の本尊であり貞慶の念持仏とも伝わる。奈良国立博物館勧告
	木造四天王立像	彫刻（重文）	鎌倉時代制作の色彩・装飾を含め保存状態が非常に良好な四天王像。当初、五重塔初層に安置されていたとする見解もある。奈良国立博物館寄託

名称	種類	現状・概要
絹本着色春日宮 曼荼羅十六善神 図	絵画（府指定）	春日神を勧請して行われた大般若經転読の様子を描いたもの。鎌倉時代の作。京都国立博物館寄託
絹本着色釈迦三 尊十六羅漢図 附絹本着色三千 仏図	絵画（府指定）	建武4年（1337）法印円順の作、当初摂津国に所在した3幅からなる釈迦三尊と十六羅漢画。三千仏図は12月の仏名会で用いられた本尊画。釈迦三尊十六羅漢図同様、法印円順の作。奈良国立博物館寄託
梵鐘	工芸（府指定）	総高58.3cmの小型の青銅製梵鐘、正嘉元年（1257）修禪院別院無量寿院の梵鐘として鋸られたもの。奈良国立博物館寄託
木造扁額「海住 山寺」	工芸（府指定）	鎌倉時代に掲げられていた扁額2面である。うち1面は当尾隨願寺の僧瞻空（せんくう）の書であり、貞慶が笠置寺から海住山寺に移った承元2年（1208）のものである。奈良国立博物館寄託
金銅能作性塔 木造彩色宝珠台	工芸（府指定）	宝珠（水晶）を安置する宝瓶をかたどった金銅製容器とその水晶を置く山形の木製宝珠台。製作は鎌倉時代末期頃と考えられ、宝珠台には石清水八幡宮の社殿が描かれ、全体で男山の様子をかたどっている。奈良国立博物館寄託
紙本金地著色西 王母獻桃図・紙 本金地著色明皇 楊貴妃並笛図屏 風	絵画（府暫定）	安土桃山時代狩野派により描かれた屏風絵。白楽天の「長恨歌」を画題とする。京都国立博物館寄託
紙本金地著色明 皇擊梧桐図襖	絵画（府暫定）	本坊の襖絵、当初は屏風絵であったと見られる。安土桃山時代狩野派の作。所有者により管理されている。原則非公開
紙本墨画淡彩西 湖図	絵画（府暫定）	所有者により管理されている。原則非公開
絹本着色地蔵十 王図 地蔵菩薩 像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 秦広王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 初江王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 宗帝王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 五官王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 閻魔王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 変成王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本着色地蔵十 王図 泰山王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託

名称	種類	現状・概要
絹本著色地蔵十王図 平等王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本著色地蔵十王図 都市王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
絹本著色地蔵十王図 五道輪王像	絵画（府暫定）	地蔵を中尊とし冥界の十王を描く十一幅からなる絵画の一一幅。元代に中国で作成され、室町時代には当寺の什宝となったとみられる。奈良国立博物館寄託
板絵著色十一面観音来迎図	絵画（府暫定）	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、補陀落山浄土図と対をなす。奈良国立博物館寄託
板絵著色補陀落山浄土図	絵画（府暫定）	本堂の旧壁画、室町時代の作であり、十一面観音来迎図と対をなす。奈良国立博物館寄託
絹本著色阿弥陀浄土図	絵画（府暫定）	阿弥陀如来の極楽浄土を描いた絵画、鎌倉時代の作。奈良国立博物館寄託
紙本著色海住山寺縁起	絵画（府暫定・市指定）	江戸時代に狩野永納により描かれた2巻からなる縁起絵巻。奈良国立博物館寄託
絹本著色大威徳明王像	絵画（府暫定）	海住山寺宝篋院伝来の大威徳明王を描いた鎌倉時代の仏画。奈良国立博物館寄託
絹本著色十六羅漢図 その一からその十六	絵画（府暫定）	室町時代の仏画、南宋の仏画が鎌倉時代以降もたらされ写されるものがあるが、本作は龍光院（京都）所蔵の南宋で描かれた十六羅漢図を写したものと考えられている。奈良国立博物館寄託
絹本著色愛染明王像	絵画（府暫定）	鎌倉時代の仏画、外題から山城国分寺に伝來したものであることがわかる。京都国立博物館寄託
絹本著色釈迦如来像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、文殊菩薩像・普賢菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色文殊菩薩像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、釈迦如来像・普賢菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色普賢菩薩像	絵画（府暫定）	南北朝時代の作、釈迦如来像・文殊菩薩像と組をなす。京都国立博物館寄託
絹本著色蓮華化生図	絵画（府暫定）	鎌倉から南北朝時代の作、二曲一隻の屏風に改変されている。阿弥陀浄土図の宝池に表される蓮華・蓮葉に転生した人物を描く。京都国立博物館寄託
海住山寺文書	古文書（府暫定）	鎌倉時代から明治時代までの文書群。京都国立博物館寄託
大般若経	書跡・典籍（府暫定）	平安時代、河内国滝尾寺の範齋により勧進書写されたもの。18世紀初頭に海住山寺に伝わったとみられている。奈良国立博物館寄託
般若心経（千部心経）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、98巻が伝わる。奈良国立博物館寄託
紺紙金字般若心経	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、7巻が伝わる。金銀泥で釈迦説法図・経文を記す。奈良国立博物館寄託
般若心経（五巻本）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、書写した僧の名が記されるが海住山寺との関係は不明。奈良国立博物館寄託

	名称	種類	現状・概要
	般若心経（紙背消息本）	書跡・典籍（府暫定）	鎌倉時代の作、書写した人物等については不詳。奈良国立博物館寄託
	海住山寺本堂	建造物（府暫定）	慶応4年（1868）の大雨により大破した本堂を明治17年（1884）に再建したもの。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺鐘楼	建造物（府暫定）	江戸時代前期、寛文3年（1663）頃建造。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺春日社	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺天満宮	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺稻荷社	建造物（府暫定）	江戸時代初頭頃の建造とみられる鎮守社。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺中門	建造物（府暫定）	鐘楼の南に位置する四脚門。 所有者により管理されている。常時公開
	海住山寺山門	建造物（府暫定）	参道の途中に位置する四脚門。江戸時代中期とみられている。所有者により管理されている。常時公開
22	大井手用水	遺跡（用水路）文景（農業）	鎌倉時代、海住山寺の覚真（慈心上人）が拓いた用水路。現在も瓶原の水田を潤すとともに、井手守や土地改良区により保全されている。昭和28年の水害により上流部が破壊され、取水口を変更している。
23	阿弥陀寺遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	明治初期に海住山寺に合併した中世の寺院跡、石造物を安置する建物が2棟残る。石風呂も出土している。実態不明。
24	上の庵遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	奥畠地域に所在したと伝わる寺院跡、和束町との境界に立地し、中世の建立と伝える。現在は石仏と仏像を祀る小屋が残る。
25	狭間瓦窯跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・瓦窯）	昭和40年代に個人が発掘調査を実施。窯跡は平窯2基。 出土遺物は市に寄附。窯体構築部材に恭仁宮瓦を使用しているが、格子叩き目平瓦が確認できるため中世以降の瓦窯跡。実態不明。
26	瓶原城跡（炭竈）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人炭竈氏の城館。恭仁宮北谷状地形を南を画する堀、北を大井手用水までの範囲を城館跡に比定している（承応2年（1653）「瓶原井手之覚」図面に遺跡付近の井戸の一つに「炭竈」が確認できる）。文献では興福寺「経覚私要鈔」嘉吉4年（1444）条に名が見える。
27	瓶原城跡（小田）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人小田氏の城館。恭仁宮西内裏の南西部分の発掘調査で16～17世紀頃の遺物が出土する堀跡が検出されており、地表面にも堀跡や土塁が確認できる。瓶原地域に伝わる歌「瓶原名所」の中に「猫坂越えての小田屋敷」があり、遺跡付近と合致している。文献では「井平尾堂講文書」享禄3年（1530）記事に氏名が見える。
28	瓶原城跡（津越）	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・城館）	瓶原土豪の一人津越氏の城館。恭仁宮南東大垣南東の高台が城館跡と推定されている。地域内には六角形の石組井戸や墓地に津越家墓石も残る。文献では興福寺「経覚私要鈔」文安元年（1444）条に名が見える。慶長11年（1606）古田織部が瓶原茶会を開催したときの宿所と推定できる。
29	瓶原城跡（朱雀）	城館（推定地）	瓶原土豪の一人朱雀氏の城館。恭仁京推定朱雀大路傍に六角形の石組井戸が残る。河原地域が城館跡と伝わる。実態不明。文献では河原恵美須神社「蛭子明神記録（写）」天文21年（1552）記事に名が見える。
30	鳶城跡	遺跡（市指定史跡、埋蔵文化財包蔵地・山城）	瓶原から神童子までの尾根筋に広がる大規模な山城。中井均氏は柏氏の築城と想定するが明確ではない。実態不明。
31	願応寺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・寺院）	『拾遺都名所図会』に記載される禪宗寺院跡。近世期に東福門院により再興されたが、江戸時代に焼失し、薬師堂が西の鳶滝寺に移築されたと伝わる。詳細不明

	名称	種類	現状・概要
32	カブロ遺跡	遺跡（埋蔵文化財包蔵地・石切丁場跡）	瓶原から神童子までの尾根筋に所在する石切丁場跡であるが、矢穴跡の規模から徳川大坂城石垣用材の石切り場もしくは例幣使料傍示石用材の石切り場の可能性が考えられる。詳細調査未実施。
33	例幣使料傍示石	遺跡（石造物）	承応2年（1653）に藤堂藩領であった瓶原地域の5村に設置された例幣使料範囲を明示するため、境目に埋設された石柱。20本が設置されたが、現在もほぼ原位置で建っているのは9本である。
34	恵美須神社（河原恵美須）	神社	河原集落を東西に貫く市道の西端に位置する。江戸時代中期までに書かれた「蛭子明神記録」の写が残り、瓶原に所在した土豪が運営に関わっていたことが窺える。現在も残る大野浜への渡御船が明治30年代まで継続されたと伝わる。
35	二ツ井（樅ノ井・柏ノ井・菜切石）	井戸（街道）	井平尾集落の東、信楽街道と笠置への伊賀街道との分岐点に位置する二つの井戸の総称。上方の「樅（假）ノ井」と下方の「柏ノ井」から構成されている。柏ノ井の傍らには、「菜切石」と呼ばれる弘法大師靈場の立石があり、大師が菜をこの石上で切った伝説が残っている。安永9年（1780）刊行の「都名所図会」には街道を行く人々と「菜切石」が掲載されている。
36	心光庵跡	寺院跡	袋中上人が瓶原に居住する際に黒田新蔵が建立した庵跡。 寛永元年（1624）から寛永14年（1637）まで使用し、飯岡に移った後も使用され現光寺末となっている。跡地には歴代住職の墓石が残る。詳細調査未実施。
37	鷲滝寺	寺院	天平14年（742）聖武天皇の命により良弁僧正が草庵を建立したのがはじまりと伝える。寺名は裏山の滝（鷲滝）から付けたと伝わる。江戸時代に焼失した願応寺から残った薬師堂を明治27年に当寺境内へ移築し、同時に心光庵も合併された。
	木造薬師如来坐像	彫刻（府暫定）	薬師如来としては通行の姿の等身大の坐像。円満で彫りが浅い穏やかな作風の定朝様にのっとるが、堂々とした体躯に次代への過渡期的要素をもつ12世紀の作例。
	袋中上人絵詞伝	絵画（市指定）	袋中上人の一生を描いた絵巻物、心光庵に伝わっていた2巻。琉球での上人の布教活動を知る上で重要。 山城郷土資料館寄託
38	仏生寺六斎念佛	無形民俗文化財（府登録）	袋中上人が疫病まん延防止、病気平癒、死者供養のため教え広めたと伝える。念佛講により伝えられた芸能。現在活動を休止している。
39	恭仁神社本殿	建造物（府暫定）	恭仁神社は昭和40年、天満宮に御靈神社を合祀したもの。本殿は春日大社第一殿を弘化3年（1846）移築したもの。春日移しと称される。
40	泉川座人形淨瑠璃用具	有形民俗文化財（府登録）	加茂町井平尾に存在した人形淨瑠璃座泉川座の用具、明治初期から大正にかけて活躍、奈良県狹川や滋賀県朝宮でも興行を実施。用具は木津川市所有となるが一部不足が見られ地域から見つかる可能性あり。
41	デ・レーヶ堰堤（大井谷川砂防堰堤）	建造物	デ・レーヶの指導により明治21年に小方亀二郎が施工した砂防堰堤3基のうちの1基、上・中流域の堰堤は昭和28年の水害で損壊。
42	京織ふすま紙・織物壁紙	無形・有形民俗文化財（伝統産業）	生平から発展してきた織物業、明治初期には麻織物から明治中期には蚊帳織物へ、明治末期から襖織物・蚊帳織物が発達し、以後機械化により生産量が伸びる。一方、和室などの減少により織物襖の需要が減少、現在織物壁紙なども生産している。
43	恭仁小学校校舎	建造物	明治6年に国分寺境内に校地を借り受け始まった小学校。昭和9年の室戸台風により校舎が倒壊し、西側に校地を拡張し、東向きから南向きに全校舎を改築し昭和11年に落成する。現在の校舎は当時のもので、その後数度の増築・改修が行われている。



第3図 文化財位置図

第3章 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の概要

（1）指定に至る経緯

（1－1）明治時代から戦前期（昭和16年まで）

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定は古く昭和32年7月1日付文化財保護委員会告示第46号によるが、それ以前にも恭仁宮跡では遺跡の保存活動が行われていた。

恭仁宮跡の位置については、万葉集に詠まれるほか、江戸時代の『都名所図会』などにも記載されていたが、その実態については不明であった。

明治32年（1899）当時の恭仁尋常高等小学校長沖本忠太郎は瓶原住民有志を募り恭仁京の調査を実施、湯本文彦（考古）、松室重光（工学士）の協力を得て翌33年（1900）に『恭仁京志』（恭仁尋常小学校編刊）としてまとめた。また、喜田貞吉が「恭仁京遷都考」（『歴史地理』第13巻）を発表した。

瓶原村は恭仁京の顕彰を行っていたものの、まだ具体的な遺跡・遺構を保護保存する機運は薄く、大極殿基壇上には西半に国分寺の本堂・庫裏・鐘楼が、東半には瓶原村役場庁舎が建てられていた。また、恭仁尋常高等小学校は明治6年の開校時は瓶原小学校と称して、国分寺境内を間借りして授業を開始しており、明治32年には大字例幣小字中切において校舎の落成式が行われている。

大正8年（1919）史蹟名勝天然紀念物保存法が公布されると、大正13年（1924）4月14日に京都府により「山城國分寺跡（舊恭仁宮跡）」として史蹟の仮指定を受けた。昭和15年（1940）の紀元二千六百年記念事業として計画された「聖蹟保存」事業により、翌16年（1941）に国分寺の庫裏・鐘楼が撤去され、瓶原村役場庁舎も移転し、ほぼ現在の姿となった。



写真1 恭仁京志（表紙）

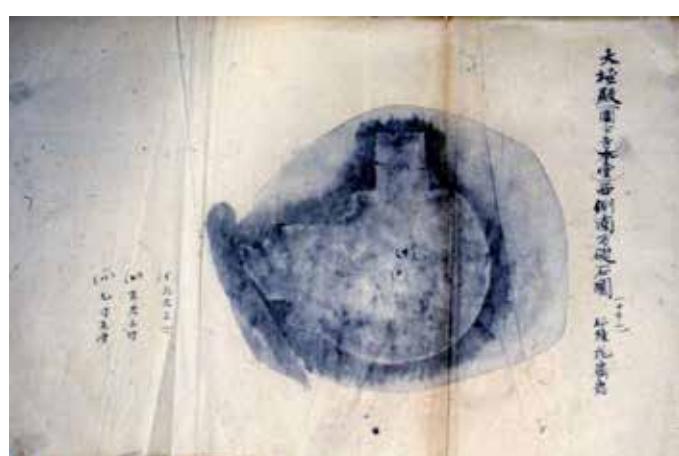


写真2 恭仁京志（礎石図）

（1－2）山城国分寺跡の指定から恭仁宮跡の発掘調査開始（昭和48年まで）

現行の文化財保護法において、昭和32年（1957）7月、史跡山城国分寺跡として、その寺域が史跡指定を受けた。この段階では仮指定名称に含まれていた「（舊恭仁宮跡）」という名称が、「さりながら遽に從い難」いことから外されている。また、翌33年には管理団体として加茂町が指定されている。一方、昭和36年（1961）に国道163号が指定地を迂回するかたちで南側に通され、

昭和40年代の高度経済成長期を迎えると、地元から小学校のプール整備、町道の拡幅など生活環境整備の要望、あるいは国道163号整備にともなう住宅建設等の開発行為など、遺跡に対する開発圧が高まった。一方で史跡山城国分寺跡内の現状変更には厳しい制限がなされた。

このような状況の中、昭和46年8月5日開催の第1回ろばた懇談会において、加茂町登大路地域から史跡山城国分寺跡に関する質問があり、京都府教育委員会社会教育課長より文化財保護課長あてにろばた懇談会への出席要請が出された（昭和46年9月3日付け）。第2回ろばた懇談会は同年9月6日登大路集会所で開催された。府文化財保護課長、管理調整係長、山城教育局主事、加茂町長、教育長、総務課長が出席する。地域住民からの意見を纏めると以下のとおりであった。
(註：京都府で1960年代から1970年代にかけて行われた住民の自治意識を育てる目的とした地域社会教育の取り組み)

1. 指定当時と現在とは社会状況が異なる。暮らしを守ることと文化財との関係で、
①宅地造成は不可能である。②地価が低下する。③公共施設もできない。④農業改善もできない。以上のとおり地域の発展を阻害し、住民の暮らしを圧迫しているのでなんとかしてほしい。
2. 史跡指定範囲を縮小整理できないか。発掘調査の必要があるなら早くやってほしい。
協力はする。指定地内には4部落所有者50余世帯がある。文化財の価値をはっきりさせてほしい。指定地内にある神社跡を整備してほしい。
3. 学童通学の問題で、自動車のスピード制限の措置はとれないか。指定地をはずして道路の新設は困るので、現在の道路を拡幅するしか方法はないと思う。
4. 指定地内の民有地を買い上げ保存する場合、一方的買い上げは困る。
5. 地元では、文化財保存運動をすることと、所有者との対立を考えられるので、運動の進め方について教えてほしい。

上記に対して、府文化財保護課の指導概要は以下のとおり。

- ・恭仁京と山城国分寺の歴史を説明し、今後もこの文化財を後世に伝えていく必要のあることを強調する。
- ・当史跡の環境整備等については、加茂町が管理団体となっているので、まず町の考えはどうかという点が必要となる。
- ・府としては、府下の宮殿跡の保存等についてどうするか検討中であり、その中には山城国分寺跡（恭仁京跡）も含めて考えている。
- ・国の考えは、公有化を計画的に進めることになっているが、莫大な予算を伴うので早期実現は難しいと思う。買い上げは國の一方的な額で買い上げることにはならない。
- ・埋蔵文化財の発掘調査は、今後検討しなければならないものと考えている。そのことにより文化財の価値も納得されるものとなろう。恭仁小学校にも出土品が保管されている。
- ・史跡山城国分寺跡の保存・整備計画を進める必要があるが、相当な時間を要し、早期というわけにはいかない。現状変更もこの計画に基づいて行うことが望ましいが、だからといって現状変更が認められないことはない。

- ・学童通学のための道路問題は深刻と思う。町と協議のうえ考慮していきたい。
 - ・文化財保存と所有者との対立は他地域でも見られるが、所有者と対立しながらの保存運動は本来の運動とは言えない。理解し合う方法を見つけて発展させていくことが大切。
 - ・土地所有者の経済的優遇措置は、制度として僅少であるので町で検討されると思う。
- また、加茂町長の回答は以下のとおり。
- ・所有者の優遇措置については検討する。
 - ・道路問題は、検討する。
 - ・全国史跡整備協議会においてこの問題を取り上げてみたいと考えている。

京都府教育委員会は、上記問題を昭和46年12月10日に文化庁調査官と協議した結果、文化庁からも京都府に対し、山城国分寺跡とともに恭仁宮跡についても範囲・内容確認を進め、保存・活用を図るよう積極的に発掘調査を実施するよう指導があった。この経過を受け、昭和48年（1973）度から京都府教育委員会による発掘調査が実施されることとなった。

（1－3）史跡山城国分寺跡保存管理計画から史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定と史跡拡大（平成19年まで）

調査は昭和48年（1973）度から分布調査、地形測量、文献調査が実施され、昭和49年度からは現地での発掘調査が着手された。

調査は第1次10ヶ年計画（昭和48～57年度）、第2次5ヶ年計画（昭和58～62年度）、第3次5ヶ年計画（昭和63～平成3年度）、第4次5ヶ年計画（平成4～8年度）を経て宮四至を確定し、平成9年度から宮跡の内容確認に主眼を置いた保存・活用のための発掘調査を実施している。調査成果については、毎年度刊行される『京都府埋蔵文化財調査報告書』（旧『埋蔵文化財発掘調査概報』）に概要が掲載されるとともに、恭仁宮跡については、『恭仁宮跡発掘調査報告一瓦編一』（京都府教育委員会1984年）、『恭仁宮跡発掘調査報告Ⅱ』（京都府教育委員会2000年）の正報告書が刊行されている。

これらの調査進捗に伴い、史跡山城国分寺跡の範囲を超えて恭仁宮跡の遺構が広がっていることが徐々に明らかとなった。旧加茂町では昭和62年（1987）に『史跡山城国分寺跡保存管理計画』を策定していたが、平成8年度に宮四至が確定したことを受け、史跡の指定範囲についても拡大していく必要が生じ、旧加茂町では地元との調整、京都府・文化庁との協議を経て平成15年度から史跡恭仁宮跡として指定するため保存管理計画の策定に着手、平成17年度に『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』としてとりまとめた。

平成17年度までの調査成果と『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』をもって文化庁に意見具申を行い、平成19年（2007）に史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）として名称変更・追加指定が実施された。

なお、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保護すべき範囲は広範囲にわたっており、平成19年以降も京都府教育委員会による保存・活用のための発掘調査は継続されており、旧加茂町及び現木

津川市では 恭仁宮跡の保存範囲を第一・二・三種保存地区として区分し、条件の整った箇所について、追加指定、公有化を実施している。

(2) 指定に至るまでの調査成果

(2-1) 発掘調査の成果

①昭和48年度から第1次10ヶ年計画

恭仁宮の大極殿跡及び国分寺金堂・塔跡付近の発掘調査が行われた。調査の結果、大極殿礎石跡や中央階段跡、東西内裏地区建物跡、国分寺塔跡基壇や南大門跡などを検出する。

②昭和58年度から第2次5ヶ年計画

調査範囲を恭仁宮域に広げ、内裏跡地区と国分寺の範囲確認調査が行われた。調査の結果、朝堂院西側区画塀跡や国分寺北面築地跡などを検出する。

③昭和63年度から第3次5ヶ年計画

史跡地から離れて恭仁宮の朝堂院地区を中心に宮域の範囲確認調査が行われた。調査の結果、朝集院南側区画塀跡や南面大垣跡などを検出する。

④平成4年度から第4次5ヶ年計画

宮域の範囲確定が積極的に行われた。調査の結果、東面大垣跡や東面南門跡、北面大垣跡などを検出する。平成8年度に南西隅を検出。宮四至の確定により、東西約560m、南北約760mの宮域が確定。

⑤平成9年度から保存活用調査（平成16年度まで）

宮内内裏地区範囲確認調査を本格的に開始する。調査の結果、内裏は東西に並ぶ2つの区画施設であることを確認。また、大極殿北東隣接地において大型の掘立柱建物跡を検出する。

⑥平成17年度から保存活用調査（平成20年度まで）

宮内大極殿院地区回廊の解明並びに朝堂院地区区画施設及び朝堂の確認を目的に調査を開始する。調査の結果、大極殿院北西隅部礎石抜き取り痕跡を検出した。

⑦平成21年度から保存活用調査（令和3年度まで）

宮内朝堂院、朝集院地区の解明を目的に調査を開始する。調査の結果、朝堂院、朝集院ともに掘立柱塀で四周を囲まれていたことが確定できた。また、朝堂院の南側に幢旗遺構を検出する。

(3) 指定の状況

(3-1) 指定告示

史跡恭仁宮跡は昭和32年に山城国分寺跡として指定されたが、その後の調査の進捗により、恭仁宮跡と重複する遺跡であることが明らかとなったため、平成19年には範囲拡大を追加指定及び名称変更により行われた。その後計8回の追加指定を行っている。各段階の名称・指定年月日・指定基準は以下のとおりである。また、回数ごとの指定範囲は第6図のとおりである。

なお、保存管理計画により示した計画範囲を史跡指定、公有化することを最終的な保存の措置の目標としている。

①当初指定

山城国分寺跡 史跡

昭和32年（1957）7月1日 文化財保護委員会告示第46号

指定基準三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

②指定名称変更と第1回追加指定

恭仁宮跡（山城国分寺跡） 史跡

平成19年（2007）2月6日 文部科学省告示第11号

指定基準二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

③第2回追加指定

平成20年（2008）7月28日 文部科学省告示第126号

④第3回追加指定

平成22年（2010）2月22日 文部科学省告示第18号

⑤第4回追加指定

平成27年（2015）3月10日 文部科学省告示第44号

⑥第5回追加指定

平成29年（2017）2月9日 文部科学省告示第13号

⑦第6回追加指定

平成30年（2018）2月13日 文部科学省告示第18号

⑧第7回追加指定

平成31年（2019）2月26日 文部科学省告示第26号

⑨第8回追加指定

令和4年（2022）11月10日 文部科学省告示第144号

（3－2）指定地の管理団体指定

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の管理団体は旧加茂町（昭和33年8月22日 文化財保護委員会告示第65号）であり、現在は木津川市が管理団体を引き継いでいる。

（3－3）指定説明文とその範囲

1. 当初指定（文化遺産データベースより）

主要遺構は国分寺境内と寺有原野より成る金堂跡とその南東60間余のところにある塔跡である。金堂跡は東西約33間、南北約20間の土壇をなし、その北西隅に円形造出と地覆石を有する花崗岩の礎石があり、南西隅にも礎石かと思われるものがある。また他から移したという凝灰岩の礎石3個と花崗岩の臼状石製品1個が点在している。塔跡は方約8間の土壇上に、花崗岩の礎石がある。側柱東端線の南端2個を欠くのみで、何れも円形造出を有し、中

心に出■(?)を見え、側柱礎石には地覆石が造り出されている。

指定地域としては、この2ヶ所の遺構を中心として、東西凡そ150間、南北凡そ191間の地域にわたり、南端部には大門、東大門と字する地域があり、また恭仁小学校運動場の一隅に凝灰岩の円形造出と地覆石を有する礎石がある。

金堂跡は『続日本紀』天平18年9月戊寅の条に「恭仁宮大極殿施入国分寺」とあるものに当るべく、ここをもって大極殿の地そのものに擬する説もある。さりながら遽に従い難く、いま現状に即し、山城国分寺跡として指定しようとするものであって、塔跡の礎石の如きは天平時代の遺構として典型的なものであるばかりでなく、最も優れたものの一といふことができる。

2. 指定名称変更と第1回追加指定（『月刊文化財』平成19年2月号より）

山城国分寺跡は、奈良時代の天平13年（741）聖武天皇の詔により全国に建立された寺院の一つであり、奈良県境に近い木津川右岸に位置する。大宰府での藤原廣嗣の乱を契機に東国を巡幸した聖武天皇が、山背国相楽郡甕原の地に入った天平12年から、難波宮を京都とする同16年までの5年間、京都として經營した恭仁宮の故地に当たる。平城宮から恭仁宮に遷った聖武天皇は、天平13年、五位以上の者の平城京居住を禁じ、恭仁京への移住を促し、造宮卿を任じて造営を推進するとともに、人民に京の宅地を班給した。京は鹿背山の東西に左右京があつた。恭仁宮の正式名称は大養德恭仁大宮という。聖武天皇は天平14年には近江に紫香楽宮を造営してしばしば行幸し、15年には恭仁宮の造営を停止、翌年難波宮に遷り、17年に平城に戻った。天平18年9月に恭仁宮の大極殿が国分寺に施入されたことが『続日本紀』にみえる。

恭仁宮・京の位置については明治時代以降議論されることがあったものの、その具体的な位置、範囲等については不明なままであったため、昭和32年の時点では、金堂跡や塔跡の基壇・礎石等寺跡の遺構が良好に残存している現状に即して、東西約150間・南北約191間の寺域が山城国分寺跡として史跡に指定された。

その後、恭仁宮跡の全体的保存を図るべく、昭和48年以降、京都府教育委員会及び加茂町教育委員会が恭仁宮跡の範囲確認調査を継続して実施した結果、宮の規模は、東西約560m、南北約750mであることが判明した。周囲に大垣が廻り、宮城門としては現在のところ東面南門を確認している。宮中央や北側に大極殿院地区があり、大極殿基壇の規模は東西約60m、南北約30mを測る。基壇上には建物の北西隅と南西隅に原位置をとどめる花崗岩製礎石2基と、移動および転用された凝灰岩製礎石6基が残存する。基壇化粧は現状では瓦積であるが、恭仁宮大極殿段階での姿は不明である。基壇上には東西9間×南北4間の大極殿建物が復元可能であり、その規模からみて、『続日本紀』の記載どおり、平城宮第一次大極殿を移築したものと考えるのが妥当である。大極殿回廊についても大極殿と同様に平城宮から移築したものとみられる。

大極殿地区の南の朝堂院地区は、南および東西の三方を掘立柱塀で区画し、東西幅は約

125m。朝集殿院南門等も確認しているが、朝堂の建物は未確認である。大極殿の北方は、掘立柱塀で区画された二つの地区に分かれていた可能性があり、そのうち「内裏西地区」の規模は東西約97.9m、南北約127.4mである。「内裏東地区」では中心建物と思われる南北に二棟並ぶ庇付きの東西棟建物が見つかっている。

恭仁宮跡は平城宮跡・紫香楽宮跡と並ぶ古代の都城の一つであり、天平期の聖武天皇を中心とする当該期の政治状況を理解する上で重要な遺跡であり、かつ宮跡の構造等が良好に残っている。そこで、史跡山城国分寺跡に追加指定し、名称を恭仁宮跡（山城国分寺跡）に変更して、保護の万全を期そうとするものである。（以下、追加指定時の説明文は同じ）

当初指定及び追加指定範囲は第2～10表に示すとおりである。なお、指定範囲については第6図に示した。

史跡山城国分寺跡当初指定範囲（昭和32年7月1日 文化財保護委員会告示第46号）

市区町村	大字	小字	地番
京都府相楽郡加茂町	例幣	溝垣内	一番ノ一、二番ノ一、三番、四番、五番、六番ノ一、七番ノ一、九番ノ一、一〇番、一一番ノ一、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、三六番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番、四五番、四六番、四七番、四八番、四九番、五〇番、五一番、五二番、五三番、五四番、五五番、五六番、五七番、五八番、五九番、六〇番、六一番、六二番 六三番合地、六四番、六五番、六六番、六七番、六八番、六九番ノ一、六九番ノ二、七〇番、七一番ノ一、七一番ノ二、七二番、七二番ノ一、七三番、七三番ノ一、七三番ノ四、七四番、七四番ノ一、七四番ノ二、七五番、七六番、七七番
		中切	八番、九番、九番ノ乙、一〇番、一〇番ノ乙、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、一八番、一九番、二〇番、二一番、二二番、二三番ノ一、二三番の二、二四番、二五番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番ノ一、三三番ノ二、三四番、三五番ノ一、三五番、三六番ノ一、三六番ノ二、三七番、三七番ノ一、三八番、三八番ノ一、三九番、四〇番、四一番、四二番、四二番ノ乙、四三番、四四番、四五番ノ二、四五番ノ三
	河原	大門	三八番、三九番、四〇番 四一番合地、四二番、四三番、四四番ノ一、四四番ノ二、四四番ノ五、四四番ノ六
		東大門	三四番ノ一、三五番ノ一、三六番、三九番、四〇番、四一番、四一番ノ二、四一番ノ三、四二番、四三番、四四番、四四番ノ一、四五番、四六番、四七番、四八番、四九番、五〇番、五一番、五二番、五三番、五三番ノ一、五四番、五五番、五五番ノ二、五六番、五六番ノ二、五七番、五八番、五九番、五九番ノ二、六〇番、六〇番ノ二
			右地域内に介在する道路敷

※地番等は昭和32年指定時のものであり、分筆等の土地の異動により必ずしも現況の地番とは合致しない

第1回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成19年2月6日 文部科学省告示第11号）

市区町村	大字	小字	地番
京都府相楽郡加茂町	岡崎	久保垣内	七番、八番、一〇番、二八番、二九番、三〇番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番一、四五番一、四五番三、四六番一、四七番四、六〇番、六一番
		考	一番一、二番、三番、四番、二二番一、二三番、二四番、二五番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、四三番、四四番、五七番、五八番、五九番
		狛堰	三二番一、三二番二
	河原	青木	一番、一二番、一三番、一四番、二三番、二四番、三二番、三三番、三四番、三五番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、五〇番
		大門	一番、五番、一九番、二〇番、二一番、二四番、二五番、二六番一、三〇番一、三〇番二、三一番一、三二番、三四番、三五番、三六番、三七番
		中垣内	四八番一、四八番二、五〇番、五六番、五七番、五八番
		長ヲサ	三六番、三七番、三八番、四七番、四八番、四九番、五七番一、六〇番一、六六番、六七番、六八番一、七〇番一、七一番、八〇番、八一番一、八四番一、八五番
		東大門	一番、三番、四番一、五番、一三番、一三番一、一八番一、二〇番、二一番一、二一番三、二二番、二三番、二四番、二五番、三三番一、三七番、三八番一、三八番二
		樋用	三九番、四三番、四四番一、四四番二、四九番、五六番、五七番、六〇番一、六〇番四
	例幣	小ノ林	一番、二番、七番一、八番、一三番、一四番、一五番、二三番、二四番、二五番、四四番、四五番、四六番、四七番、四八番、五〇番、五一番、五二番
		正等庵	九番二
		中切	一番、二番、六番一、七番
		登垣内	一番一、一番二、二番、二番二、五番、一四番、一六番、一七番、一八番、二一番、二四番、二五番、二六番、二八番、二九番、
		奈良垣内	二一番、二二番、二三番、二六番、二七番、四一番一、四一番二、四一番三、四二番、四三番、四五番一、四五番二、四五番三
		内垣外	四四番、五九番二、六一番、六三番一、六四番一、六四番二
		立川	二番一、二番二、三番、三番二、五番、四〇番、四一番一

第2回 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)追加指定範囲(平成20年7月28日 文部科学省告示第126号)

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	考	一六番
	河原	青木	一一番、四九番
		大門	三三番
		中垣内	五九番
	例幣	小ノ林	七番二、七番三、二〇番、二二番、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、三六番、三七番、三八番、三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番
		正等庵	四番、五番、七番二、八番、一三番、一三番二
		登垣内	三番、一〇番
		中切	三番五、三番六、四番二、四番四、四番六、四番九、五番一、五番二、五番三、五番四、六番二
		奈良垣内	一番一、二番一、二番二、二四番、二五番
		内垣外	三番、七番、八番、一一番、二七番二、三七番

第3回 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)追加指定範囲(平成22年2月22日 文部科学省告示第18号)

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	考	五〇番、五一番、五二番、五六番
	河原	東大門	一四番、一五番三、一六番一、一七番一、一七番三
		樋用	五三番一、五四番一、五四番三
		大門	三番、二七番、二八番、二九番一、三四番一、三五番一
		長ヲサ	三九番、四〇番、四一番、四二番、四三番、四四番、四五番、四六番、五五番、五六番、五九番、六九番一、七三番一、七三番二、七四番一、七四番二、七四番四、七四番五、七四番六、七五番三、八二番一、八七番一、八七番二、八七番三、八七番四、八七番五、八七番六、八七番七、八八番、八九番一
	例幣	小ノ林	四番、五番
		奈良垣内	三番、四番、五番、六番、七番、八番、一二番、一三番、三五番、三六番、四〇番一、四〇番二
		内垣外	四三番、四七番、六七番、六八番、七〇番、七一番

第4回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成27年3月10日 文部科学省告示第44号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	岡崎	久保垣内	一三番、一四番、一五番、一六番、一七番、二一番
		考	九番、一三番、一三番二、一三番三、一四番
	河原	樋用	四八番
	例幣	奈良垣内	一六番、一七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番

第5回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成29年2月9日 文部科学省告示第13号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	青木	七番一、八番一、九番一、一〇番一
		大門	一五番、一六番、一七番、一八番
		東大門	六番、七番一、七番二、二九番一、二九番二、三〇番一
	例幣	奈良垣内	三七番、三九番
		小ノ林	九番、一〇番、一一番、一二番
		内垣外	二七番七、二七番八

第6回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成30年2月13日 文部科学省告示第18号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	例幣	小ノ林	一六番、一七番、一八番、一九番
		内垣外	六番、九番、一〇番

第7回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（平成31年2月26日 文部科学省告示第26号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	大門	二三番
		東大門	一二番
	長ヲサ	五〇番、五一番、五二番、五三番、五四番、七六番	

第8回 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）追加指定範囲（令和4年11月10日 文部科学省告示第144号）

市区町村	大字	小字	地番
木津川市 加茂町	河原	大門	四番

（3－4）指定地の現状

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、宮の範囲南北約750m、東西約560mを測る広大な遺跡である。京都府教育委員会が主体となって内容確認、保存・活用のための発掘調査を実施している

が、宮内の遺構の全容が確認された訳ではなく、朝堂院内の建物、宮内の官衙群、朱雀門など恭仁宮を構成する遺構で内容が明らかでないものも多数存在する。

恭仁宮跡保存範囲として対象としている面積は409,277.23m²、令和6年3月末現在の史跡指定面積は267,510.69m²であり史跡指定率は約65%となっている。残りの約35%は未指定となるが、土地所有者と今後も指定同意に向けた協議が必要である。平成19年から始まった追加指定は計8回に及ぶが、当初の協議において同意されない所有者の意見で最も多いう理由が「家族・親族と協議した結果、同意は見送る」であり、その他に「周辺の同意進捗により同意を検討する」や「公有化確約なら同意する」などがあったという。これらの理由には、(1-2)に記述した昭和32年以降の史跡地内の厳しい制限の印象が根深いことが原因と考えられる。恭仁宮跡保存管理計画では、史跡地の地区区分を行い、史跡の印象を払拭するため下記のとおり3種類の保存地区を設定している。

第一種保存地区：重要遺構の確認された地区として規制を厳しくする代わりに計画的な公有化を図る。

第二種保存地区：未確認の大垣や官衙地域を農地として使用するなら共存を図りながら規制を緩和するが重要遺構が確認された場合、公有化を検討する。

第三種保存地区：未確認の遺構が推定される既存住宅地区について地域との共存を図りながら規制を緩和するが、重要遺構が確認された場合、公有化を検討する。

3種類の保存地区について、恭仁宮跡保存管理計画策定後、第一種保存地区の公有化は順調に進捗している。それに比べ、第二種保存地区の農地については、所有者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加とともに史跡公有化要望も増加しているが断っている例が多い。第三種保存地区については、文化財保護に協力していただき、史跡指定に同意された所有者がいる一方、自宅の建替えによって、現状変更許可申請の提出や発掘調査の条件などの規制が発生することを考慮すれば指定同意されない方が居ることも当然であろう。

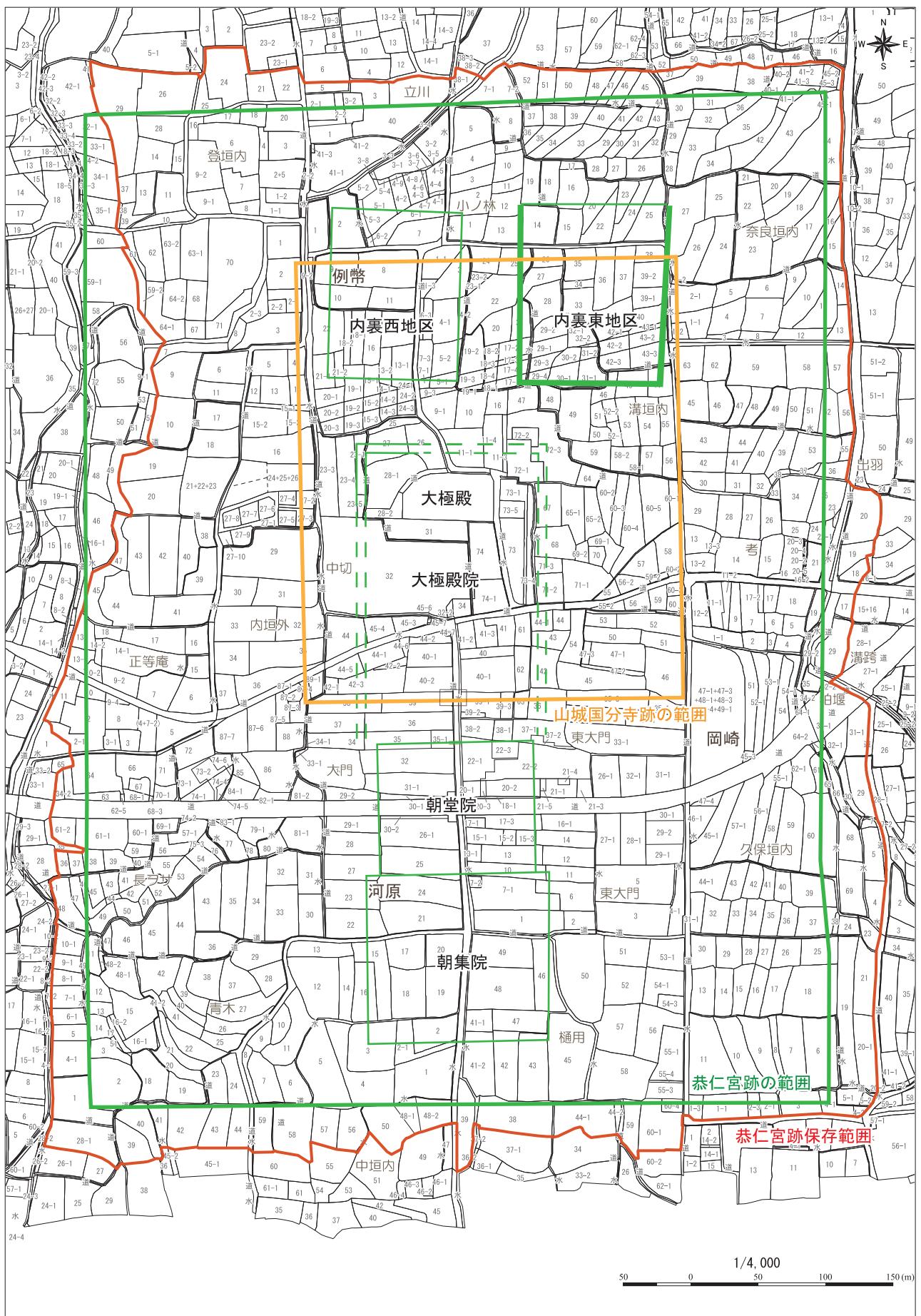
(4) 活用の現状

(4-1) アクセス

恭仁宮跡の最寄駅となるJR加茂駅は、京都駅から快速で約1時間の距離にあるが、木津駅で乗り換える必要がある。大阪駅からは、大和路線を経由する大和路快速が運行されており、終着駅である加茂駅まで乗り換えなしで1時間10分の距離にある。木津駅から加茂駅までは、お昼の時間帯を除けば1時間に2本、朝8時台には3本の列車が運行されている。

JR加茂駅から恭仁宮までは、奈良交通バスを使って「岡崎」で下車すると、そこからくにのみや学習館までは徒歩で約4分の距離である。奈良交通バスは、土日に運休せず、7時から20時までの間に10本以上が運行されている。コミュニティバスは、大極殿院地区に「恭仁宮跡」、内裏地区に「恭仁宮跡北」のバス停があり、恭仁宮跡の中心部へ直接入ることができるが、バスの運行は平日のみとなっている。

「岡崎」バス停南の交差点には、昭和4年に建てられた高さ約174cmの三宅安兵衛遺志碑があ



第4図 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存範囲図（現況図）

り、南に「加茂ステンショ」（加茂駅）と淨瑠璃寺、北に笠置街道があり銭司や和束、信楽に至ること、西に木津、奈良、京都があることが示される。この傍に、高さ70cmの道標がある。大正14年に置かれたもので、海住山寺とともに「恭仁京跡」として大極殿方面が指し示されている。

J R 加茂駅から恭仁宮跡まで徒歩で移動すると、約20分の距離にある。恭仁宮跡へと向かい一つ、駅から木津川へ向かう府道44号奈良加茂線から西側へ少し外れると、伊賀街道の宿場町「船屋」地区がある。信楽街道の分岐点として、また江戸時代の水運においても重要な位置を占める場所で、現在も宿場町の面影が残されている。

駅から恭仁宮跡に至る府道44号の中間付近に、木津川を渡る恭仁大橋が架けられている。加茂駅の開業と、この大橋の架設が、水運から陸上交通へと転換するきっかけとなった。大橋の南詰には、新古今和歌集に収録されている中納言藤原兼輔による「みかの原 わきて流るる いづみ川 いつ見きとてか 恋しかるらむ」、北詰には万葉集卷六に収録されている内舎人大伴宿禰家持による「今造る 久邇の都は 山川の さやけき見れば うべ知らすらし」の歌碑が置かれており、この地が奈良時代の都であったことを感じながら恭仁宮跡へと歩を進めることとなる。

車でのアクセスに関しては、恭仁宮跡を南北に分断するように国道163号が通過していることから、車での来訪客も多い。現状では、くにのみや学習館に数台駐車可能なスペースはあるものの、公的な駐車場施設はない。

(4-2) ガイダンス機能

現在、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）のガイダンス機能は、くにのみや学習館（木津川市文化財整理保管センター分室）が担っている（写真3）。くにのみや学習館は、旧恭仁保育所建物を、平成21年度に（財）宝くじ協会助成金事業として改装したものである。

くにのみや学習館のエントランスでは、恭仁宮跡の説明と、木津川市の文化財について紹介する20分の映像が流され、各種パンフレットが置かれている。展示室（約40m²）には、

恭仁宮跡から出土した瓦や須恵器だけでなく、考古墳から出土した埴輪や例幣使料に関する資料なども展示されており、地域の歴史について学ぶことができる施設となっている。多目的室は、文化財に関するイベント会場や地域団体の活動場所として使用されている。

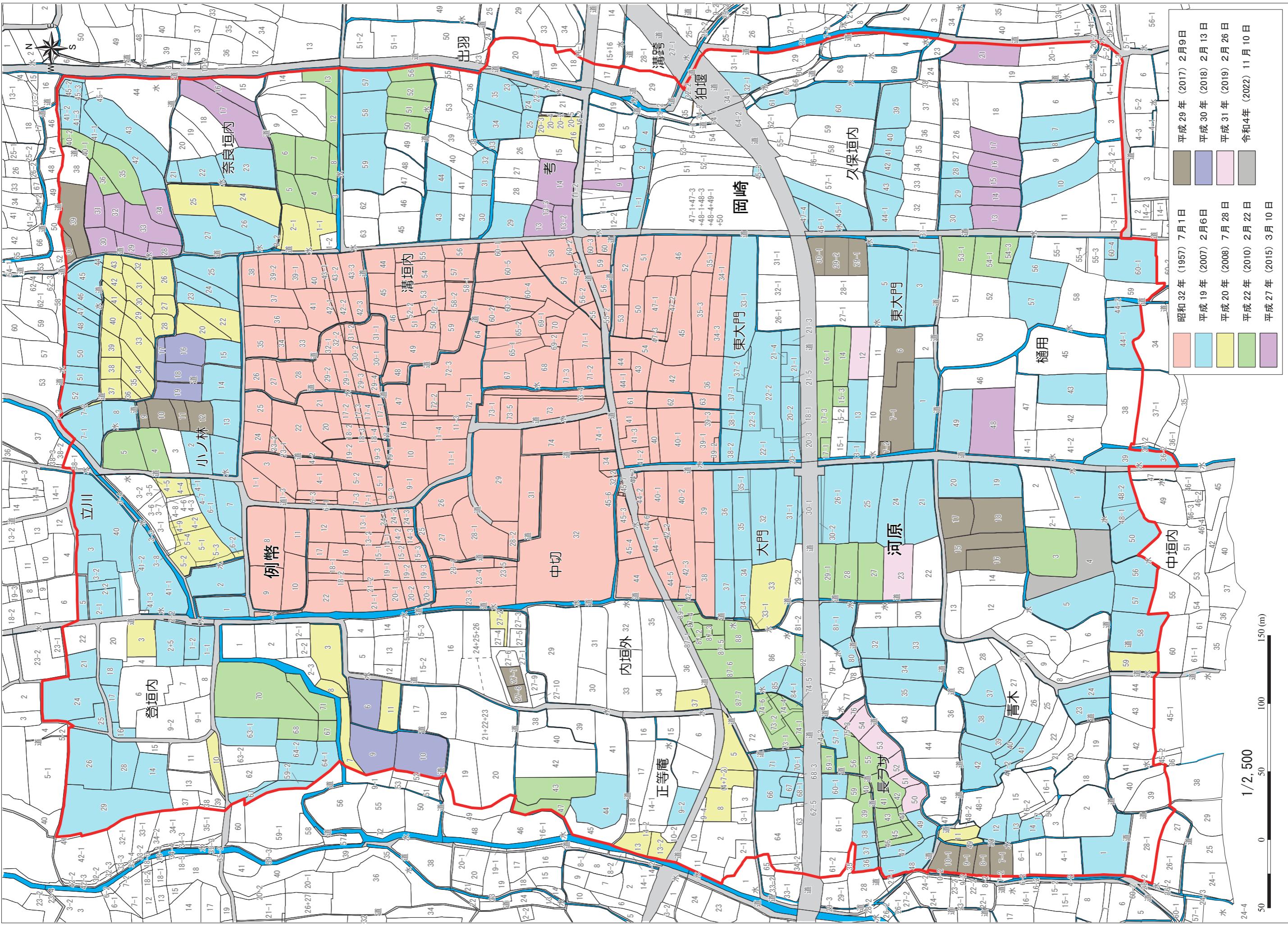
くにのみや学習館は入館無料で、瓶原まちづくり協議会へ管理を委託している。入館者は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けていなかった平成30年までは、年間5,000人程度の来訪者が記録されている。特に、4月・5月、9月から11月の来訪者が多く、恭仁宮跡の桜やコスモスの魅力が人々を惹きつけているものと考えられる。

恭仁宮跡を含む山城地域全域の歴史の普及啓発を担うのは、京都府立山城郷土資料館の役割で



写真3 くにのみや学習館

第5図 史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)指定回別平面図



ある。展示室には、恭仁宮を紹介するコーナーがあり、出土した瓦を屋根に葺いた状況での実物展示や、山城国分寺の模型などが置かれている。ここでは、縄文時代から現代までの幅広い展示が実施されており、山城地域の文化観光の拠点としての役割を担っている。

(4-3) 地元の取り組み

旧加茂町域だけでなく、市内外で広く活動する「NPO法人ふるさと案内・かも」は、市内の自然や歴史的遺産の魅力を市内外の人々や子どもたちに伝え、守っていくことを目的として、平成14年に発足した。年間約2,000人の観光客を案内する活動だけでなく、郷土学習支援など幅広く活動している。

木津川市立恭仁小学校は、恭仁宮大極殿跡の前面に位置する(写真4)。現在の小学校は、昭和9年の室戸台風による被害を受けたのち、地元の人々の寄付によって再建された建物で、平成29年に耐震工事を完了し、今も現役の校舎として利用されている。

明治31年には、恭仁尋常高等小学校の奥本校長が『恭仁京誌』を執筆するなど、小学校と恭仁宮跡の関わりは深く、現在も瓶原地域から出土した遺物などは小学校2階で展示されている。恭仁小学校の児童は、京都府教育委員会が実施する範囲内容確認調査の際に、体験学習として発掘調査を経験したり、恭仁宮跡でのイベント時に恭仁宮の紹介を行うなどの活動をしているほか、令和6年度には、木津川市役所2階展示スペースで「みかのはら歴史再発見」と題した展示も行うなど、積極的な活動を展開している。

(4-4) 行政による普及啓発の取り組み

小学校の歴史教科書では、年表の中に「740年都を恭仁京に移す」とあるだけで、詳しく学ぶことはない(写真5)。このため、京都府内でも平安京や長岡京に比べ認知度は低い状態にある。一方で、墾田永年私財法や国分寺建立の詔、大仏造立の詔などについては、高い認知度を誇るが、それらの施策が、恭仁京が都だった時期に行われたということは、ほとんど知られていない。また、市内小学3・

4年生を対象とした副読本『わたしたちの木津川市』の中に「わたしたちの市の文化財」と題して恭仁宮跡が紹介されている。

市のホームページでは恭仁宮跡の紹介文と現地に設置する説明板を外国語に翻訳した説明文も



写真4 恭仁小学校



写真5 歴史教科書 (小学校・高校)

掲載している。

京都府教育委員会では、史跡の範囲内容確認調査とその現地説明会を中心に普及啓発を続けてきた。昭和63年度には「恭仁宮－15年の調査の歩み－」(Bサイズ6p)を刊行した。恭仁宮の復元図を示すなど、調査成果を広く普及啓発することを目的としたものであった。

平成7年には「恭仁宮～発掘調査20年の成果から～」(A4サイズ6p)を発行するとともに、平成10年には小中学生にむけた「恭仁宮探索ハンドブック～7つの謎の解明にいどむ～」(A5サイズ18p)を配布し、幅広い年齢層への普及啓発活動を行っている。

平成14年度から平成21年度までは、持ち歩くことを意識したA4三つ折りのリーフレット「恭仁宮～天平の都を探る～」を配布するようになった。発掘調査成果の蓄積を受け、平成22年に木津川市が「恭仁宮 よみがえる古代の都」(A5サイズ18p)を刊行した。この冊子には、恭仁宮跡の散策マップが示されており、現地を訪れる来訪者を強く意識したものとなっていた。京都府教育委員会も、調査成果の更新を周知するため「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」(A4サイズ4p)と題するパンフレットを平成29年度から継続的に更新し、毎回2000部を配布している。

恭仁宮の発掘調査成果は、財団法人（現公益財団）京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施する京都府埋蔵文化財セミナーで公開されてきた。昭和63年度の第45回を皮切りとし、平成12年度の第87回からは毎年発表を行っている。

平成22年度には、山城郷土資料館が秋の特別展として「平城の北 恭仁宮」の展示を行った。これにあわせて同名の冊子(A4サイズ40p)を山城郷土資料館が編集し、平城遷都1300年祭・第26回国民文化祭木津川市実行委員会が発行し、約4000部が配布されている。

令和4年度に、恭仁宮活用整備検討協議会が発足し、恭仁宮整備のあり方についての検討がはじまったことをきっかけに、普及啓発事業の積極的な展開が図られている。京都府教育委員会では、認知度の向上と特別史跡昇格への機運上昇を目的として、普及啓発事業の強化に取り組んでいる。

令和4年度には、府が恭仁宮跡の特設HPを開設したほか、令和5年2月4日（土）には、国立京都国際会館Aホールで恭仁宮フォーラムを開催した（写真6）。パネラーとして上原眞人京都大学名誉教授や瀧浪貞子京都女子大学名誉教授に加え、文化庁文化財第二課長の山下信一郎氏を迎え、さらに直木賞作家の澤田瞳子先生にも登壇いただいた。会場はコロナ禍ということもあり、定員735名に縮小しての募集となったが、締切前に満席となった。このシンポジウムにあわせ「恭仁宮フォーラム」資料(A4サイズ20p)800部と「天平の都・恭仁宮とその時代」(A4サイズ56p)を刊行した。

恭仁宮フォーラムの翌日には、専門職員が案内する恭仁宮跡の現地見学会を実施し、198名の参加を得たほか、コアな歴史ファン以外への訴求を目指したイオンモール高の原での「恭仁宮を体験しよう」イベントは、2日



写真6 恭仁宮フォーラムのパンフレット

間で1,200名の参加者を集めた。令和4年度のイベントにあわせ、京都府では恭仁宮跡の特設HPを解説し、情報発信をはじめた（<https://kunikyu.com>）。

さらに、より幅広い層への普及啓発を目的とし、マンガ文化財入門「幻の都 恭仁宮編」を、京都精華大学（京都国際マンガミュージアム）事業推進室の協力を得て、えのきろうちょう先生の作画により作成された。同冊子は、京都府がイベント等で令和6年度までに約8000冊を配布したほか、木津川市内の小学校にも配布した。また、令和5年度には、一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）と京都精華大学の協力を得てマンガの英語版も作成した。

令和5年度から6年度にかけては、京都府立山城郷土資料館での企画展「恭仁宮と神雄寺」展（1,051名）にはじまり、奈良国立博物館「聖地南山城」展（58,559名）や甲賀市の「紫香楽宮と恭仁宮」シンポジウム（200名）、そして京都文化博物館での「恭仁宮展」（11,307名）など、様々な組織や館との連携事業を行ったほか、京都府立図書館でも「恭仁宮跡調査50周年記念」展示を実施した。

また、木津川市では、令和5年度に国の補助事業「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」において、市内小学5・6年生親子を対象に現地見学ツアー「恭仁宮周遊ツアー」及びミニ瓦製作体験を実施した。10組、計19人が参加している。また、海外からの見学者にも対応できるように、史跡地内の説明板を3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）に翻訳し、現地で読み取るための二次元コードを張り付けている。さらに、市の文化財普及啓発事業として実施している「ふれあい文化講座」と府が聖武天皇に関する都城跡の調査を実施する団体と協力した「史跡恭仁宮跡連続講座」を同時開催として、恭仁宮跡に関する講演会を加茂文化センターで実施した。102人が参加されている。

令和5年12月には、恭仁宮活用整備検討協議会による恭仁宮整備のあり方についての検討材料とするため、WEBアンケートを実施し、その結果は本計画の第8章と第9章に反映されている。

（4－5）観光協会・DMO等の取り組み

一般社団法人木津川市観光協会は、JR加茂駅西口を出たところに案内所を設置し、土、日曜日の午前中にはJR加茂駅構内にも案内所を開設し活動している。市観光協会内におかれた木津川アートプロジェクト事務局が、木津川市内の様々な地域を舞台にして開催する「木津川アート」は、平成22年に初めて開催され、恭仁宮跡の所在する瓶原を舞台としても何度も実施された。令和4年度に実施された際には、出土瓦等を展示し、奈良時代のアートとして、好評を博した。一般社団法人木津川市観光協会が開催する木津川市フォトコンテストは、令和4年で13回の開催を迎えており、コンテストへの参加者は、木津川市内の様々なスポットを題材とするが、恭仁宮大極殿跡や、山城国分寺塔跡での写真が入選することも多く、



写真7 恭仁宮Wabisabi Experience

恭仁宮跡を訪れるきっかけにもなっている。

一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）も、恭仁宮跡とその周辺でのイベントを開催している。特に、令和5年度は、「恭仁宮Wabisabi Experience」と題し、恭仁宮跡でのお茶体験を実施した（写真7）。京都府教育委員会も展示解説や現地案内などで協力し、普及啓発の幅を広げた。また、一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）が近畿日本ツーリストと協力し、京都府南部の寺社見学と恭仁宮跡の発掘調査を体験するツアーを企画し販売したところ、関東地方や山陰地方からの参加があるなど、コンテンツとしての潜在力が高いことが確認できた。

令和6年度には、クラブツーリズムが難波宮跡の側にある大阪歴史博物館と連携し、学芸員がガイドを行う恭仁宮から紫香楽宮ツアーを実施するなど、恭仁宮への注目度が高まっている。



写真8 お茶の京都DMO主催の体験発掘

（4－6）文化観光

恭仁宮跡の周辺には、覚真（慈心上人）による大井手用水や明治政府に招かれて河川改修を行ったヨハニス・デ・レーケの指導により建設された堰堤などがあり、幅広い時代の歴史を体験することができる。恭仁宮跡の所在する木津川市加茂町には、海住山寺や淨瑠璃寺などの文化観光資源があり、当尾には広範囲に磨崖仏が分布することが知られるほか、明治31年（1898）に開業した大仏鉄道の遺構も残されている。木津川市全域に目を向けると、恭仁宮跡とその周辺の時代に関連するものとして、高麗寺跡や神雄寺跡、泉橋寺などがあり、奈良との境には、奈良山瓦窯跡が展開している。それ以外にも、椿井大塚山古墳や、鹿背山城跡など、多様な時代の歴史を知ることができる。

木津川市の周辺には、和束町、笠置町、南山城村が所在する。いずれもお茶の産地として知られ、日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成自治体でもあるほか、自然景観を活かしたボルダリングやカヌーなどのスポーツアクティビティなどのために来訪する人も多い。

笠置町には、国指定の名勝笠置山があり、和束町と宇治田原町の間に位置する鷺峰山にも国指定史跡金胎寺境内があるほか、和束町の茶畑が重要文化的景観の選定も目指しているなど、それぞれに魅力のある地域といえる。

（5）整備の現状

（5－1）遺構の整備

現状では、遺構表示等の整備を実施した箇所はないが、大極殿基壇跡や国分寺塔跡は、奈良時代の礎石が据えられたままの状態で地上に顕在化しており、現物が露出展示されている状況となっている。

木津川市が公有化を進めた土地のうち、大極殿院東半エリアについては、文化財の理解及び市民のふれあいの場として活用するため、木津川市が仮整備を行い、広場となっている。

(5-2) 史跡標柱

現在、史跡恭仁宮跡もしくは山城国分寺跡と記載のある標柱は4種類が5ヶ所に設置されている。

①「恭仁京大極殿址」標柱（写真9）

基壇の東南隅にある高さ155cmの石碑で、側面に「大正十二年十一月十一日建文學博士内藤虎次郎敬書」、裏面に「恭仁校同窓會建之岩田岩吉寄贈」とある。この石碑は、昭和16年の聖蹟保存事業完了後の写真にも写っていることが確認されている。題字は内藤虎次郎（湖南）の揮毫によるもので、この石碑の題字となったと考えられる書が恭仁小学校に掛け軸として残されている。

②「恭仁宮大極殿址」標柱（写真10）

大極殿基壇下にあり、恭仁小学校との間に建てられている高さ190cmの石碑。裏面に「昭和四年春稟 京都三宅安兵衛遺志建之」とある。昭和52年に撮影された写真では、国分寺塔跡の基壇上に設置されている。「大極殿」の石碑が塔跡に設置されていることから、大極殿跡に建柱するため文化庁と協議したが、既に3本の石柱があることにより見送られ、基壇上に数十年横倒しにされていたが、土地所有者により基壇と小学校敷地との隙間に設置された経緯がある。

③「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱（写真11）

大極殿跡の中央に位置しており、3m四方の基壇を有する。標柱部分だけで高さ250cmのもので、現在置かれている標柱の中で最も大きい。裏面には「昭和十六年京都府建立」とある。昭和16年の聖蹟保存事業で瓶原村役場や国分寺建物が移動及び取り壊された後に設置されたものとみられる。「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱



写真9 「恭仁京大極殿址」標柱



写真10 「恭仁宮大極殿址」標柱



写真11 「山城國分寺址 舊恭仁宮址」標柱

「舊恭仁宮跡」は、大正13年4月に仮指定された際の名称である。

④「史跡山城国分寺跡」(写真12・13)

大極殿跡の北西と、国分寺塔跡の基壇上に設置されている高さ195cmの標柱。裏面「文化財保護委員会・管理団体加茂町」、側面「昭和三十二年七月一日指定 昭和三十七年四月建設」とあることから、指定を受けて設置された正式な史跡標識と考えられる。



写真12 「史跡山城国分寺跡」標柱（大極殿基壇）

(5-3) 史跡説明板

史跡の理解をうながすための説明板が、木津川市によって3ヶ所に設置されている。

大極殿基壇跡の東側に置かれた「恭仁宮大極殿と山城国分寺跡」の説明板は、内容を読む上での支障はないが、フレーム部分が木製のため、損傷が進んでいる（写真14）。内容は、恭仁宮跡と山城国分寺跡の概説となっている。

塔跡には、「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」の説明板が置かれている。フレームと説明板はいずれもアルミ製で、現状でも良好な状態を保っている（写真15）。内容は、恭仁宮と山城国分寺の概説と、七重塔の説明となっている。

内裏地区に置かれた「史跡恭仁宮跡内裏地区」の説明板もフレームはアルミ製で現状でも良好な状態を保っている（写真16）。恭仁宮跡の平面図とともに、内裏が2つあることを簡潔に説明する内容となっている。なお、七重塔と内裏地区の説明板については、令和4・5年度に地域の特色ある埋蔵文化財活用事業において、3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）に翻訳し、現地で読み取るための二次元コードを張り付けている。



写真13 「史跡山城国分寺跡」標柱（塔基壇）



写真14 史跡説明板（大極殿基壇跡東）



写真15 史跡説明板（塔跡）

(5-4) ガイダンス施設

現在、恭仁宮跡のガイダンス機能は、くにのみや学習館が担っている。くにのみや学習館は、統廃合により閉園となった旧恭仁保育園の建物を、平成21年度に(財)宝くじ協会助成金事業を活用して、改装したものである。

建物は、昭和51年築の鉄骨平屋建てで、8部屋に分かれており、エントランス兼DVD視聴室と展示室の2室が、ガイダンス機能を担っている。いずれも約40m²の広さである。管理は、木津川市の委託を受けて、瓶原まちづくり協議会が担っている。

(5-5) 便益施設

史跡見学のための園路は未整備で、住民の生活道路を使って史跡地内を散策している。交通量は多くないが、歩道がないため、恭仁小学校前の市道加1-2号線にグリーンラインを設置し、自動車等に通学路であることを視覚的に認識させている。来訪者と住民の双方が注意しなければならない状況である。

来訪者が常時利用できるトイレは、くにのみや学習館敷地に設置されている屋外トイレに限られている（写真17）。トイレは男女別となっているが、それぞれ1基のみである。学習館が開館している時間帯は、館内のトイレを使用することも可能である。男女別のトイレのほかに多目的トイレも設けられている。

ベンチは、4ヶ所に設置されている。大極殿院地区（写真20）には、東側に木材半截型（コンクリート製、茶色）のベンチが3ヶ所（6基）、長椅子型（プラスチック製、青色）のベンチが1ヶ所（2基）が設置されている（写真18）。このほか、大極殿院地区の旧御靈神社参道付近に木材半截型ベンチ（木製）が2ヶ所置かれており（写真19）、内裏地区にはコミュ



写真16 史跡説明板（内裏西地区）



写真17 屋外トイレ



写真18 ベンチ（大極殿院地区）



写真19 ベンチ（大極殿院地区付近）

ニティバス「恭仁宮跡北」バス停付近に、長椅子型（プラスチック製、青色）のベンチが1ヶ所（2基）置かれている（写真21）。これとは別に大極殿院跡の基壇上にある現国分寺金堂前に陶器製のテーブルと椅子2基が置かれている（写真22）。

（5－6）案内表示

指定地内の案内表示は、大きくわけて①文化財への道標、②日本遺産に関するもの、③地域にとって必要な道標に分けられる。

①は、海住山寺や恭仁神社などの社寺とともに、大井手用水やデ・レーヶ堰堤などへ案内するものがある。内裏地区のものは、木製の「登大路区掲示板」の下部を利用したもので、①と③が共存している。くにのみや学習館東には「恭仁京大極殿跡」と「海住山寺」を案内する擬木製の案内表示がある。

②は、高さ約30cmのスチール製で、緑色を基調としたデザインで統一されている。日本遺産のマークとともに、海住山寺や文化財整理保管センター分室、JR加茂駅などの方向を示す。トイレ表示もあり、コンパクトながら機能性の高いものとなっている。



写真20 ベンチ（大極殿院地区）



写真21 ベンチ（バス停付近）



写真22 テーブルと椅子（大極殿基壇上）